

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表(案)

現行条文(令和4年版)										新条文(令和5年臨時改定(一部改訂))														
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由			
1	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編			1	0	0	0	0	1	第1編	共通編						
1	1	1	0	0	0	1	第1章	総則			1	1	0	0	0	1	第1章	総則						
1	1	1	1	0	0	1	第1節	総則			1	1	1	0	0	1	第1節	総則						
9	1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	建設副産物			1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	建設副産物						
9	1	1	1	21	4	1	4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所に掲示しなければならない。			1	1	1	21	4	1	4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。			国交省共通仕様書に合わせた表記の修正 (省令には、「提出するとともにその内容を説明」とあるが、仕様書で「提出とは、書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと」としており、北陸地整の事務連絡の記載例に合わせた表記とする。)					
											1	1	1	21	5	1		5. 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。			諸法令の改定にともなう(再生資源省令第5条)			
9	1	1	1	21	5	1	5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所に掲示しなければならない。			1	1	1	21	6	1	6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。			国交省共通仕様書に合わせた表記の修正 (省令には、「提出するとともにその内容を説明」とあるが、仕様書で「提出とは、書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと」としており、北陸地整の事務連絡の記載例に合わせた表記とする。)					
											1	1	1	21	7	1		7. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。			諸法令の改定にともなう(指定副産物省令第8条第3項、第4項、第8項)			
											1	1	1	21	8	1		8. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、第6項の再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と第7項の確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。			諸法令の改定にともなう(指定副産物省令第8条第6項)			
											1	1	1	21	9	1		9. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。			諸法令の改定にともなう(指定副産物省令第6条、「受領書の写しを提出」は北陸地整の事務連絡の記載例に合わせた)			
9	1	1	1	21	5	1	6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。			1	1	1	21	10	1	10. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。			項目番号のみ					
9	1	1	1	21	5	1	7. 受注者は、最終請負額500万円以上の建設工事において、工事が完了した際に「再資源化等完了報告書」の提出をしなければならない。			1	1	1	21	11	1	11. 受注者は、最終請負額500万円以上の建設工事において、工事が完了した際に「再資源化等完了報告書」の提出をしなければならない。			項目番号のみ					

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）													
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由
	1	0	0	0	0	0	第1編	共通編			1	0	0	0	0	0	第1編	共通編			
	1	1	0	0	0	0	第1章	総則			1	1	0	0	0	0	第1章	総則			
	1	1	1	0	0	0	第1節	総則			1	1	1	0	0	0	第1節	総則			
	1	1	1	1	0	0	1-1-1-1	適用			1	1	1	1	0	0	1-1-1-1	適用			
1	1	1	1	1	2	0	2. 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、「土木工事監督要綱」及び「土木工事検査要綱」（以下「監督要綱」及び「検査要綱」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査（完成検査、既成部分検査）にあたっては、地方自治法（令和5年3月改正 法律第5号）第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。				2. 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、「土木工事監督要綱」及び「土木工事検査要綱」（以下「監督要綱」及び「検査要綱」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査（完成検査、既成部分検査）にあたっては、地方自治法（令和5年3月改正 法律第19号）第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。				更新						
	1	1	1	3	0	0	1-1-1-3	設計図書の照査等			1	1	1	3	0	0	1-1-1-3	設計図書の照査等			
3	1	1	1	3	2	0	2. 受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実の有無を報告するとともに、事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならぬ。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、約款第20条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。				2. 受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実の有無を報告するとともに、事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があつた場合は従わなければならぬ。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、約款第20条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。 また、その具体的な考え方や手続きについては「土木工事設計図書の照査ガイドライン」による。				誤植（監督職員一監督員） ※その他箇所で同様の誤植があるが本様式での記載は省略する。 新規追加（特記仕様書からの編入） 【積算情報班】						
	1	1	1	12	0	0	1-1-1-12	施工体制台帳及び施工体系図			1	1	1	12	0	0	1-1-1-12	施工体制台帳及び施工体系図			
6	1	1	1	12	1	0	1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、下請負人の商号または名称、下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。				1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、下請金額にかかわらず、建設業法施行規則第14条の2に定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。				修正（表記の見直し）【監理課建設業室】						
6	1	1	1	12	2	0	2. 第1項の受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。				2. 第1項で施工体制台帳を作成した受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。				修正（表記の見直し）【監理課建設業室】						
	1	1	1	16	0	0	1-1-1-16	工事の一時中止			1	1	1	16	0	0	1-1-1-16	工事の一時中止			
7	1	1	1	16	1	0	1. 発注者は、約款第21条第1項及び第2項の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中止については、I-1-1-1-49 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。				1. 発注者は、約款第21条第1項及び第2項の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中止については、第1編I-1-1-49 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。				表記の統一（共通仕様書に準拠）						
8											1	1	1	16	4	0		4. 工事一時中止の具体的な考え方や手続きについては「工事一時中止に係るガイドライン」による。			新規追加（特記仕様書からの編入） 【積算情報班】
	1	1	1	17	0	0	1-1-1-17	設計図書の変更			1	1	1	17	0	0	1-1-1-17	設計図書の変更			
8	1	1	1	17	0	0	設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。				1	1	1	17	0	0		設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。 また、その具体的な考え方や手続きについては「土木工事設計変更ガイドライン」による。			新規追加（特記仕様書からの編入） 【積算情報班】

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）															
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由		
	1	1	1	21	0	0	1-1-1-21	建設副産物				1	1	1	21	0	0	1-1-1-21	建設副産物				
9	1	1	1	21	4	0		4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。				1	1	1	21	4	0		4. 受注者は、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。				誤植（資源有効利用促進法省令による）【技術管理班】
9	1	1	1	21	6	0		6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 建設汚泥または建設混合廃棄物等 を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。				1	1	1	21	6	0		6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。				誤植（資源有効利用促進法省令による）【技術管理班】
	1	1	1	26	0	0	1-1-1-26	工事完成検査				1	1	1	26	0	0	1-1-1-26	工事完成検査				
11	1	1	1	26	1	0		受注者は、約款第32条の規定に基づき、履行届を監督員に提出しなければならない。				1	1	1	26	1	0		受注者は、約款第32条の規定に基づき、履行届を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。				誤植（共通仕様書に準拠）
	1	1	1	30	0	0	1-1-1-30	施工管理				1	1	1	30	0	0	1-1-1-30	施工管理				
12	1	1	1	30	3	0		3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。				1	1	1	30	3	0		3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 なお、掲示板の記載にあたっては、工事標識等設置要領（案）（平成24年1月）によるものとする。				文言の統一（共通仕様書に準拠）、適用要領を記載
	1	1	1	33	0	0	1-1-1-33	工事中の安全確保				1	1	1	33	0	0	1-1-1-33	工事中の安全確保				
13	1	1	1	33	1	0		1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、建設工事公災災害防止対策要綱（国土交通省告示「令和元年0月2日」）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。				1	1	1	33	1	0		1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。				誤植（共通仕様書に準拠）

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）													
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由
	1	1	1	37	0	0	1-1-1-37	環境対策			1	1	1	37	0	0	1-1-1-37	環境対策			
17	1	1	1	37	8	0	8. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。				1	1	1	37	8	0	8. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。				誤字（共通仕様書に準拠）
								1	1	1	37	10	0				10. 受注者は、河川工事または砂防工事において流水に影響を与える施工をする場合は、自然環境への影響を極力少くすることを目的に、環境に配慮すべき事項（以下、「環境配慮事項」という）について、以下のとおり、必要な対応を実施しなければならない。				新規追加（特記仕様書からの編入） 【河川整備課】
																	(1) 施工方法について ① 流水の渦りの抑制 渦心掘削を避けなどにより、流水の渦り発生を抑制しなければならない。 ② 滝筋の確保 掘削による滝筋の改変は、施工上必要な最小限の範囲に限るものとし、完了時においても、護岸の根入れなど河川構造物の安定性を確保しつつ、滝筋を残さなければならない。 ③ 生物の生息・生育・繁殖環境の保全 掘削に伴い大きな石が発生する場合は、残土搬出や盛土転用とするのではなく、滝筋や淵となる護岸基礎部の埋戻しや河床低下部への残土付近整正に優先使用し、生物の生息・生育・繁殖環境に適した河床状態を保たなければならぬ。 ④ 魚類の遡上等の生物移動の容易性確保 仮川廻しは水面の連続性を確保し、掛橋等は施工完了後に速やかに撤去するなど、魚類の遡上等の生物移動を妨げる場合は、影響の軽減や期間の最短化を図らなければならない。 (2) 関係機関との調整 ① 調整事項の把握 工事に先立ち、環境学習等（稚魚放流等を含む）行事の実施状況・内水面漁業の状況等を把握し、施工と調整を要する事項を把握しなければならない。 ② 関係機関等との協議 環境配慮事項に関係する機関等との協議を行い、施工と調整をする事項を把握し、その結果を監督員に報告しなければならない。 ③ 施工計画 施工計画書記載必要項目の環境対策において、①で把握した環境配慮事項と協議事項・調整内容を記載し、監督員の確認を受けなければならない。 (3) その他 ① 設計変更等の対応 環境配慮事項について、工期変更や設計変更等の対応が必要となる場合は、監督員と協議し、必要な指示を受けなければならない。 ② 履行の確認 環境配慮事項への対応として施工計画書に記載した内容の履行は、新潟県土木工事標準仕様書第1編1-1-25に定める様式（創意工夫・社会性等に関する実施状況）を工事完成時に提出し、発注者の確認を受けなければならない。				

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）													
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由
	1	1	1	39	0	0	1-1-1-39	交通安全管理			1	1	1	39	0	0	1-1-1-39	交通安全管理			
18	1	1	1	39	5	0	5.	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長・国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならぬ。			1	1	1	39	5	0	5.	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長・国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならぬ。			更新（共通仕様書に準拠）
19	1	1	1	39	14	0	14.	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。			1	1	1	39	14	0	14.	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。			更新（共通仕様書に準拠）
20	1	1	1	41	0	0	1-1-1-41	諸法令の遵守			1	1	1	41	0	0	1-1-1-41	諸法令の遵守			
20	1	1	1	41	1	1	(1)	地方自治法（令和2年3月改正 法律第5号）			1	1	1	41	1	1	(1)	地方自治法（令和5年5月改正 法律第19号）			更新
20	1	1	1	41	1	8	(8)	雇用保険法（令和3年6月改正 法律第58号）			1	1	1	41	1	8	(8)	雇用保険法（令和4年3月改正 法律第12号）			更新（共通仕様書に準拠）
20	1	1	1	41	1	12	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）			1	1	1	41	1	12	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）			更新（共通仕様書に準拠）
21	1	1	1	41	1	15	(15)	道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）			1	1	1	41	1	15	(15)	道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）			更新（共通仕様書に準拠）
21	1	1	1	41	1	17	(17)	道路運送車両法（令和3年5月改正 法律第37号）			1	1	1	41	1	17	(17)	道路運送車両法（令和4年3月改正 法律第4号）			更新（共通仕様書に準拠）
21	1	1	1	41	1	22	(22)	港湾法（令和2年6月改正 法律第49号）			1	1	1	41	1	22	(22)	港湾法（令和4年3月改正 法律第7号）			更新（共通仕様書に準拠）
21	1	1	1	41	1	25	(25)	下水道法（令和3年5月改正 法律第31号）			1	1	1	41	1	25	(25)	下水道法（令和4年5月改正 法律第44号）			更新（共通仕様書に準拠）
21	1	1	1	41	1	26	(26)	航空法（令和3年6月改正 法律第65号）			1	1	1	41	1	26	(26)	航空法（令和4年6月改正 法律第62号）			更新（共通仕様書に準拠）
21	1	1	1	41	1	40	(40)	電気事業法（令和2年6月改正 法律第49号）			1	1	1	41	1	40	(40)	電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号）			更新（共通仕様書に準拠）
21	1	1	1	41	1	43	(43)	建築基準法（令和3年5月改正 法律第44号）			1	1	1	41	1	43	(43)	建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号）			更新（共通仕様書に準拠）
22	1	1	1	41	1	61	(61)	空港法（令和元年6月改正 法律第37号）			1	1	1	41	1	61	(61)	空港法（令和4年6月改正 法律第62号）			更新（共通仕様書に準拠）
22	1	1	1	41	1	65	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）			1	1	1	41	1	65	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正 法律第46号）			更新（共通仕様書に準拠）
22	1	1	1	41	1	67	(67)	職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）			1	1	1	41	1	67	(67)	職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号）			更新（共通仕様書に準拠）
	1	1	1	41	1	68	(68)	所得税法（令和3年5月改正 法律第37号）			1	1	1	41	1	68	(68)	所得税法（令和4年6月改正 法律第71号）			更新（共通仕様書に準拠）
22	1	1	1	41	1	72	(72)	電波法（令和3年3月改正 法律第19号）			1	1	1	41	1	72	(72)	電波法（令和4年6月改正 法律第70号）			更新（共通仕様書に準拠）
22	1	1	1	41	1	73	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年6月改正 法律第42号）			1	1	1	41	1	73	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号）			更新（共通仕様書に準拠）
22	1	1	1	41	1	74	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和3年6月改正 法律第58号）			1	1	1	41	1	74	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）			更新（共通仕様書に準拠）
22	1	1	1	41	1	80	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）			1	1	1	41	1	80	(80)	個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号）			更新（共通仕様書に準拠）
22											1	1	1	41	1	82		(82) 景観法（令和4年6月改正 法律第110号）			新規追加【都市政策課】
22											1	1	1	41	1	83		(83) 宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月改正 法律第191号）			新規追加【都市政策課】

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）														
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由	
											1	1	1	51	0	0	1-1-1-51	石綿使用の有無				
											1	1	1	51	0	0		受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。				新規追加（共通仕様書に準拠）
											1	1	1	52	0	0	1-1-1-52	道路施設台帳の作成				
											1	1	1	52	0	0		受注者は、新潟県が管理する道路施設を新設、更新、補修、補強する内容を含む工事を行う場合は、新潟県が管理する道路施設の台帳を、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」（「本書その3 監督技術基準・施工管理・関係資料」に掲載）に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。 なお、提出は、新潟県電子納品実施要領に基づき、「OTHERS」フォルダ内に「その他オリジナルファイル」フォルダを作成し、そこにシステムから出力されるファイル名及び拡張子を変えて保存することを行う。 また、電子納品とは別に、新潟県が管理する道路施設の台帳を、システムから出力されるファイル名及び拡張子を変えてCDに保存して、提出する。				新規追加（特記仕様書からの編入） 【道路管理課】
																		「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」は、「新潟県土木工事標準仕様書 その3 監督技術基準・施工管理・関係資料」に掲載する。				
	1	2	0	0	0	0	第2章	土木			1	2	0	0	0	0	第2章	土木				
	1	2	1	0	0	0	第1節	適用			1	2	1	0	0	0	第1節	適用				
26	1	2	1	0	1	0		1. 本草は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工その他これらに類する工種について適用する。			1	2	1	0	1	0		1. 本草は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。				誤植（共通仕様書に準拠）
	1	2	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			1	2	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準				
26	1	2	2	0	0	0		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。			1	2	3	0	1	0		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。				改定までの読替え明示（共通仕様書に準拠）
	1	2	3	0	0	0	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工			1	2	3	0	0	0	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工				
29	1	2	3	2	0	0	1-2-3-2	掘削工			1	2	3	2	0	0	1-2-3-2	掘削工				
	1	2	3	2	6	0		6. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。			1	2	3	2	6	0		6. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。				誤植（共通仕様書に準拠）
29	1	2	3	3	0	0	1-2-3-3	掘削工			1	2	3	3	0	0	1-2-3-3	掘削工				
	1	2	3	3	11	0		11. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。			1	2	3	3	11	0		11. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。				誤植（共通仕様書に準拠）
30	1	2	3	4	0	0	1-2-3-4	盛土補強工			1	2	3	4	0	0	1-2-3-4	盛土補強工				
30	1	2	3	4	2	0		2. 盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			1	2	3	4	2	0		2. 盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。				誤植（共通仕様書に準拠）
31	1	2	3	7	0	0	1-2-3-7	残土処理工			1	2	3	7	0	0	1-2-3-7	残土処理工				
31	1	2	3	7	2	0		2. 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようつとめなければならない。			1	2	3	7	2	0		2. 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。				誤植（共通仕様書に準拠）

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）														
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由	
	1	2	4	0	0	0	第4節	道路工			1	2	4	0	0	0	第4節	道路工				
	1	2	4	2	0	0	1-2-4-2	掘削工			1	2	4	2	0	0	1-2-4-2	掘削工				
33	1	2	4	2	6	0		6. 受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。			1	2	4	2	6	0		6. 受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。			誤植（共通仕様書に準拠）	
33	1	2	4	2	7	0		7. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。			1	2	4	2	7	0		7. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑をかけないようにしなければならない。			誤植（共通仕様書に準拠）	
	1	2	4	3	0	0	1-2-4-3	路床盛土工			1	2	4	3	0	0	1-2-4-3	路床盛土工				
34	1	2	4	3	14	0		4. 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。			1	2	4	3	14	0		4. 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。			誤植（共通仕様書に準拠）	
	1	2	4	4	0	0	1-2-4-4	路床盛土工			1	2	4	3	0	0	1-2-4-3	路床盛土工				
35	1	2	4	4	11	0		11. 受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1:5以上、土砂の場合1:10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければならない。			1	2	4	4	11	0		11. 受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1:5以上、土砂の場合1:10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければならない。			誤植（共通仕様書に準拠）	
36	1	2	4	4	16	0		16. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。			1	2	4	4	16	0		16. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。			誤植（共通仕様書に準拠）	
	1	3	0	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート			1	2	0	0	0	0	第2章	土木				
	1	3	1	0	0	0	第1節	適用			1	2	1	0	0	0	第1節	適用				
37	1	3	1	0	3	0		3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			1	3	1	0	3	0		3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）【2017年制定】」（土木学会、2018年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			誤植（共通仕様書に準拠）	
	1	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			1	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準				
37	1	3	2	0	1	0		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）			1	3	2	0	1	0		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）【2017年制定】（2018年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）【2017年制定】（2018年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針【2012年版】（平成24年6月）			誤植（共通仕様書に準拠）	
37	1	3	2	0	1	0		土木学会 鉄筋定着・維手指針（令和2年3月）			1	3	2	0	1	0		土木学会 鉄筋定着・維手指針【2020年制定】（令和2年3月）			誤植（共通仕様書に準拠）	
37	1	3	2	0	1	0		公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月）			1	3	2	0	1	0		日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事（平成29年8月）			修正（共通仕様書に準拠）	

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）													
	編	章	節	条	項	項 以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項 以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由
	1	3	3	0	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート			1	3	3	0	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート			
	1	3	3	2	0	0	1-3-3-2	工場の選定			1	3	3	2	1	0	1-3-3-2	工場の選定			
38	1	3	3	2	1	1	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法 <u>一部を改正する法律</u> （平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。			1	3	3	2	1	1	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。			修正（共通仕様書に準拠）		
38	1	3	3	2	1	2	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法 <u>一部を改正する法律</u> （平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。			1	3	3	2	1	2	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。			修正（共通仕様書に準拠）		
	1	3	5	0	0	0	第5節	現場練りコンクリート			1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート			
	1	3	5	4	0	0	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ			1	3	5	4	0	0	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ			
41	1	3	5	4	3	2	1-3-5-5	(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及び <u>土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」</u> により行わなければならない。			1	3	5	4	3	2	(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及び <u>JSC-E-I_502-2013「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」</u> により行わなければならない。			修正（共通仕様書に準拠）	
	1	3	6	0	0	0	第6節	運搬・打込み			1	3	6	0	0	0	第6節	運搬・打込み			
	1	3	6	4	0	0	1-3-6-4	打込み			1	3	6	4	0	0	1-3-6-4	打込み			
43	1	3	6	4	5	0	5. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針【案】5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーザ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。				1	3	6	4	5	0	5. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針【2012年版】5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーザ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。			誤植（共通仕様書に準拠）	
	1	3	7	0	0	0	第7節	鉄筋工			1	3	7	0	0	0	第7節	鉄筋工			
	1	3	7	3	0	0	1-3-7-3	加工			1	3	7	3	0	0	1-3-7-3	加工			
46	1	3	7	3	3	0	3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。				1	3	7	3	3	0	3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2018年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。			誤植（共通仕様書に準拠）	
	1	3	7	5	0	0	1-3-7-5	継手			1	3	7	5	0	0	1-3-7-5	継手			
48	1	3	7	5	8	1②	②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度II種を基本とするが、設計時にI種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。				1	3	7	5	8	1②	②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならぬ。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針【2020年制定】（令和2年3月土木学会）の信頼度II種を基本とするが、設計時にI種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。			誤植（共通仕様書に準拠）	
	1	3	12	0	0	0	第12節	水中コンクリート			1	3	12	0	0	0	第12節	水中コンクリート			
	1	3	12	3	0	0	1-3-12-3	海水の作用を受けるコンクリート			1	3	12	3	0	0	1-3-12-3	海水の作用を受けるコンクリート			
54	1	3	12	3	1	0	1. 受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。				1	3	12	3	1	0	1. 受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。			誤植（共通仕様書に準拠）	

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）																
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由			
	2	0	0	0	0	0	第2編	材 料 編			2	0	0	0	0	0	第2編	材 料 編						
	2	2	0	0	0	0	第2章	土木工事材料			2	2	0	0	0	0	第2章	土木工事材料						
	2	2	2	0	0	0	第2節	石			2	2	2	0	0	0	第2節	石						
62											2	2	2	7	0	0	2-2-2-7	再生クラッシャラン、アスファルト再生クラッシャラン						
											2	2	2	7	1	0		1. セメントコンクリート廃材から製造した再生骨材および路盤再生骨材（路盤発生材を必要に応じて破碎、分級して製造した骨材）を単独または相互通じて組み合わせ、必要に応じてこれらに補足材を加えて、所要の品質が得られるように調整した材料を再生クラッシャランといふ。			新規追加（特記仕様書からの編入） 【技術管理課技術管理班】			
											2	2	2	7	2	0		2. 再生クラッシャラン（RC-40）もしくはクラッシャラン（C-40）を母材とし、グリザリヤンダー材を混合したものをアスファルト再生クラッシャランといふ。アスファルト再生クラッシャランには、再生クラッシャラン（RC-40）を母材とする「RC混合」とクラッシャラン（C-40）を母材とする「C混合」がある。			新規追加（特記仕様書からの編入） 【技術管理課技術管理班】			
											2	2	2	7	3	0		3. 再生クラッシャラン等の最大粒径については、最大40mmと定める。			新規追加（特記仕様書からの編入） 【技術管理課技術管理班】			
62	2	2	2	7	0	0	2-2-2-7	その他の砂利、碎石、砂			2	2	2	8	0	0	2-2-2-8	その他の砂利、碎石、砂						
	2	2	3	0	0	0	第3節	骨 材			2	2	3	0	0	0	第3節	骨 材						
	2	2	3	1	0	0	2-2-3-1	一般事項			2	2	3	1	0	0	2-2-3-1	一般事項						
63	2	2	3	1	1	0		1. 道路用碎石、コンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。			2	2	3	1	1	0		1. 道路用碎石、コンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。また、再生クラッシャラン等の規格は、新材クラッシャランに準じるものとする。			新規追加（特記仕様書からの編入） 【技術管理課技術管理班】			
63	2	2	3	1	1	0		JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）			2	2	3	1	1	0		JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）			追加（共通仕様書に準拠）			
	2	2	3	2	0	0	2-2-3-2	セメントコンクリート用骨材			2	2	3	2	0	0	2-2-3-2	セメントコンクリート用骨材						
64	2	2	3	2	3	0		3. 気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてよいものとする。			2	2	3	2	3	0		3. 気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてよいものとする。			誤植（共通仕様書に準拠）			
	2	2	6	0	0	0	第6節	セメント及び混和材料			2	2	6	0	0	0	第6節	セメント及び混和材料						
	2	2	6	1	0	0	2-2-6-1	一般事項			2	2	6	1	0	0	2-2-6-1	一般事項						
77	2	2	6	1	4	0		4. 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。						2	2	6	1	4	0		4. 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。			誤植（共通仕様書に準拠）
	2	2	6	3	0	0	2-2-6-3	混和材料			2	2	6	3	0	0	2-2-6-3	混和材料						
79	2	2	6	3	5	0		5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）の規格に適合するものとする。			2	2	6	3	5	0		5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）[2018年制定] JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018年10月）の規格に適合するものとする。			誤植（共通仕様書に準拠）			
	2	2	8	0	0	0	第8節	瀝青材料			2	2	8	0	0	0	第8節	瀝青材料						
	2	2	8	3	0	0	2-2-8-3	再生用添加剤			2	2	8	3	0	0	2-2-8-3	再生用添加剤						
82	2	2	8	3	0	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。			2	2	8	3	0	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。			更新（共通仕様書に準拠）			

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）															
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文				編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文				改訂理由
	3	0	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編				3	0	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編				
	3	1	0	0	0	0	第1章	一般施工				3	1	0	0	0	0	第1章	一般施工				
	3	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準				3	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準				
88	3	1	2	0	0	0		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。				3	1	2	0	0	0		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。				改定までの読替え明示（共通仕様書に準拠）
88	3	1	2	0	0	0		日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）				3	1	2	0	0	0		日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）				更新（共通仕様書に準拠）
88	3	1	2	0	0	0		環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成31年3月）				3	1	2	0	0	0		環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月）				修正（共通仕様書に準拠）
88	3	1	2	0	0	0		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）				3	1	2	0	0	0		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針（平成25年10月）				修正（共通仕様書に準拠）
88	3	1	2	0	0	0		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）				3	1	2	0	0	0		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）				修正（共通仕様書に準拠）
89	3	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成30年10月）				3	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）【2018年制定】（2018年10月） 地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル（平成23年8月）				誤植、新規追加（共通仕様書に準拠）
	3	1	3	0	0	0	第3節	共通的工種				3	1	3	0	0	0	第3節	共通的工種				
	3	1	3	10	0	0	3-1-3-10	道路付属施設				3	1	3	10	0	0	3-1-3-10	道路付属施設				
96	3	1	3	10	1	0		1. 受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。				3	1	3	10	1	0		1. 受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。				読点（共通仕様書に準拠）
	3	1	3	14	0	0	3-1-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工				3	1	3	14	0	0						
100	3	1	3	14	2	1		(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）」（土木学会、平成30年10月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。				3	1	3	14	2	1		(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）【2018年制定】」（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。				誤植（共通仕様書に準拠）
	3	1	4	0	0	0	第4節	基礎工				3	1	4	0	0	0	第4節	基礎工				
	3	1	4	4	0	0	3-1-4-4	既製杭工				3	1	4	4	0	0	3-1-4-4	既製杭工				
122	3	1	4	4	21	9		(9) 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及び日鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。				3	1	4	4	21	9		(9) 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及び日鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを受ける側から開始しなければならない。				読点（共通仕様書に準拠）

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）														
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由	
	3	1	4	5	0	0	3-1-4-5	場所打杭工			3	1	4	5	0	0	3-1-4-5	場所打杭工				
124	3	1	4	5	19	0		19. 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）、新潟県生活環境の保全に関する条例（昭和46年12月22日条例51号）等に従い、適切に処理を行わなければならない。			3	1	4	5	19	0		19. 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準（令和3年10月環境省告示第62号）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。			修正（共通仕様書に準拠）	
	3	1	5	0	0	0	第5節	石・ブロック積（張）工			3	1	5	0	0	0	第5節	石・ブロック積（張）工				
	3	1	5	3	0	0	3-1-5-3	コンクリートブロック工			3	1	5	3	0	0	3-1-5-3	コンクリートブロック工				
124	3	1	5	3	4	0		4. 受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたっては、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空けきが生じないように人念に施工し、締固めなければならない。			3	1	5	3	4	0		4. 受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたっては、胴がい及び尻かいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空隙（空けき）が生じないように人念に施工し、締固めなければならない。			誤植（共通仕様書に準拠）	
	3	1	6	0	0	0	第6節	一般舗装工			3	1	6	0	0	0	第6節	一般舗装工				
	3	1	6	7	0	0	3-1-6-7	アスファルト舗装工			3	1	6	7	0	0	3-1-6-7	アスファルト舗装工				
144	3	1	6	7	4	12		（12）受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。			3	1	6	7	4	12		（12）受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督員と協議の上、所定の範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。			文言追加（共通仕様書に準拠）	
	3	1	7	0	0	0	第7節	地盤改良工			3	1	7	0	0	0	第7節	地盤改良工				
	3	1	7	6	0	0	3-1-7-6	サンドマット工			3	1	7	6	0	0	3-1-7-6	サンドマット工				
168	3	1	7	6	1	0		1. 受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しあは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。			3	1	7	6	1	0		1. 受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂の巻出しあは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。			誤植（共通仕様書に準拠）	
	3	1	10	0	0	0	第10節	仮設工			3	1	10	0	0	0	第10節	仮設工				
	3	1	10	1	0	0	3-1-10-1	一般事項			3	1	10	1	0	0	3-1-10-1	一般事項				
173	3	1	10	1	1	0		1. 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮桟橋工、路面覆工、土留・仮縫切工、砂防仮縫切工、水埜工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設設備工、 共同溝設置工 、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寄せ工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。			3	1	10	1	1	0		1. 節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮桟橋工、路面覆工、土留・仮縫切工、砂防仮縫切工、水埜工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寄せ工、法面吹付工、 共同溝設置工 、その他これらに類する工種について定める。			文言追加、削除（共通仕様書に準拠）	
	3	1	10	8	0	0	3-1-10-8	地下水位低下工			3	1	10	8	0	0	3-1-10-8	地下水位低下工				
176	3	1	10	8	2	0		2. 受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認につとめ被害を与えないようにしなければならない。			3	1	10	8	2	0		2. 受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に努め被害を与えないようにしなければならない。			誤植（共通仕様書に準拠）	
	3	1	12	0	0	0	第12節	工場製作工（共通）			3	1	12	0	0	0	第12節	工場製作工（共通）				
	3	1	12	3	0	0	3-1-12-3	桁製作工			3	1	12	3	0	0	3-1-12-3	桁製作工				
196	3	1	12	3	1	11		⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならぬ。			3	1	12	3	1	11		⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。			誤字（共通仕様書に準拠）	

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行(令和5年7月以降適用版)										改定案(令和6年1月以降適用版)											
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由				
	3	1	15	0	0	0	第15節	擁壁工(共通)	3	1	15	0	0	0	第15節	擁壁工(共通)					
	3	1	15	3	0	0	3-1-15-3	補強土壁工	3	1	15	3	0	0	3-1-15-3	補強土壁工					
196	3	1	15	3	9	0	9. 受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 <u>まき</u> 出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。				3	1	15	3	9	0	9. 受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 <u>巻</u> 出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。				誤植(共通仕様書に準拠)
	3	1	17	0	0	0	第17節	植栽維持工	3	1	17	0	0	0	第17節	植栽維持工					
	3	1	17	3	0	0	3-1-17-3	樹木・芝生管理工	3	1	17	3	0	0	3-1-17-3	樹木・芝生管理工					
210	3	1	17	3	1	0	1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編3-1-14-2植生工の規定による。				3	1	17	3	1	0	1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編3-1-14-2植生工の規定による。				誤植(共通仕様書に準拠)
	3	1	17	3	2	0	2. 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の <u>策定</u> について(厚生労働省令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。				3	1	17	3	2	0	2. 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の <u>改正</u> について(厚生労働省令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。				修正(共通仕様書に準拠)
	4	0	0	0	0	0	第4編	河川編	4	0	0	0	0	0	第4編	河川編					
	4	1	0	0	0	0	第1章	築堤・護岸	4	1	0	0	0	0	第1章	築堤・護岸					
	4	1	1	0	0	0	第1節	通用	4	1	1	0	0	0	第1節	通用					
215	4	1	1	0	6	0	6. 受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。				4	1	1	0	6	0	6. 受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。				誤植(共通仕様書に準拠)
	4	1	7	0	0	0	第7節	法覆護岸工	4	1	7	0	0	0	第7節	法覆護岸工					
	4	1	7	1	0	0	4-1-7-1	一般事項	4	1	7	1	0	0	4-1-7-1	一般事項					
217									4	1	7	1	6	0	6. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、河川護岸用吸出防止材を設置する場合は、上流側を上にして重ね合わせるものとし、隙間やめぐれのないよう施工しなければならない。また、吸出防止材の重ね幅は10cm以上としなければならない。				新規追加(特記仕様書からの編入) 【河川整備課】		
	4	1	7	2	0	0	4-1-7-2	材料	4	1	7	2	0	0	4-1-7-2	材料					
217	4	1	7	2	0	0	7. 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0m(1)または(2)のいずれかの仕様による。				4	1	7	2	1	0	1. 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの(1)または(2)のいずれかの仕様による。				項番号の追加、誤植(共通仕様書に準拠)
227	4	3	0	0	0	0	第3章	樋門・樋管	4	3	0	0	0	0	第3章	樋門・樋管					
	4	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準	4	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準					
227	4	3	2	0	0	0	国土交通省 河川砂防技術基準(令和3年4月)				4	3	2	0	0	0	国土交通省 河川砂防技術基準(令和5年10月)				年度更新【河川管理課】
	4	3	2	0	0	0	国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和3年3月)				4	3	2	0	0	0	国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和4年3月)				年度更新(共通仕様書に準拠)
227	4	3	5	0	0	0	第5節	樋門・樋管本体工	4	3	5	0	0	0	第5節	樋門・樋管本体工					
	4	3	5	6	0	0	4-3-5-6	函渠工	4	3	5	6	0	0	4-3-5-6	函渠工					
229	4	3	5	6	6	7	(7) 受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが避けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。				4	3	5	6	6	7	(7) 受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが避けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。				誤植(共通仕様書に準拠)

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）													
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由
	4	5	0	0	0	0	第5章	堰			4	5	0	0	0	0	第5章	堰			
	4	5	1	0	0	0	第1節	適用			4	5	1	0	0	0	第1節	適用			
244	4	5	1	0	5	0		5. 受注者は、扉体、戸当り及び閉閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和3年3月）の規定による。			4	5	1	0	5	0		5. 受注者は、扉体、戸当り及び閉閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和4年3月）の規定による。			年度更新（共通仕様書に準拠）
	5	0	0	0	0	0	第5編	海岸編			5	0	0	0	0	0	第5編	海岸編			
	5	1	0	0	0	0	第1章	堤防・護岸			5	1	0	0	0	0	第1章	堤防・護岸			
	5	1	6	0	0	0	第6節	護岸工			5	1	6	0	0	0	第6節	護岸工			
	5	1	6	5	0	0	5-1-6-5	コンクリート被覆工			5	1	6	5	0	0	5-1-6-5	コンクリート被覆工			
278	5	1	6	5	6	0		6. 受注者は、裏込石の施工にあたっては、碎石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。			5	1	6	5	6	0		6. 受注者は、裏込石の施工にあたっては、碎石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。			表記統一（共通仕様書に合わせて「クラッシャーラン」と表記する） ※その他箇所で同様の修正箇所があるが本様式での記載は省略する。
	5	2	0	0	0	0	第2章	突堤・人工岬			5	2	0	0	0	0	第2章	突堤・人工岬			
	5	2	5	0	0	0	第5節	突堤本体工			5	2	5	0	0	0	第5節	突堤本体工			
	5	2	5	4	0	0	5-2-5-4	被覆ブロック工			5	2	5	4	0	0	5-2-5-4	被覆ブロック工			
286	5	2	5	4	1	0		1. 受注者は、施工箇所における海水汚濁防止につとめなければならない。			5	2	5	4	1	0		1. 受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に努めなければならない。			誤植（共通仕様書に準拠）
	5	2	5	11	0	0	5-2-5-11	ケーソン工			5	2	5	11	0	0	5-2-5-11	ケーソン工			
287	5	2	5	11	12	0		12. 受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護につとめなければならない。			5	2	5	11	12	0		12. 受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に努めなければならない。			誤植（共通仕様書に準拠）
	5	2	5	11	24	0		24. 受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船との事故防止につとめなければならない。			5	2	5	11	24	0		24. 受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船との事故防止に努めなければならない。			誤植（共通仕様書に準拠）
	6	0	0	0	0	0	第6編	砂防編			6	0	0	0	0	0	第6編	砂防編			
	6	1	0	0	0	0	第1章	砂防堰堤			6	1	0	0	0	0	第1章	砂防堰堤			
	6	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			6	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
295	6	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）			6	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）【2013年制定】（2013年10月）			誤植（共通仕様書に準拠）
295	6	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）			6	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）【2017年制定】（2018年3月）			誤植（共通仕様書に準拠）
	6	1	8	0	0	0	第8節	コンクリート堰堤工			6	1	8	0	0	0	第8節	コンクリート堰堤工			
	6	1	8	1	0	0	6-1-8-1	一般事項			6	1	8	1	0	0	6-1-8-1	一般事項			
297	6	1	8	1	1	0		1. 本節は、コンクリート堰堤工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。			6	1	8	1	1	0		1. 本節は、コンクリート堰堤工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート副堰堤工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。			誤植（共通仕様書に準拠）
	6	3	0	0	0	0	第3章	斜面対策			6	3	0	0	0	0	第3章	斜面対策			
	6	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			6	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
306	6	3	2	0	0	0		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）			6	3	2	0	0	0		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針（平成25年10月）			修正（共通仕様書に準拠）
306	6	3	2	0	0	0		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）			6	3	2	0	0	0		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）			修正（共通仕様書に準拠）
306	6	3	2	0	0	0		斜面防災対策技術協会新版地すべり鋼管杭設計要領（平成28年3月）			6	3	2	0	0	0		斜面防災対策技術協会 新版 地すべり鋼管杭設計要領（平成28年3月）			ベース（共通仕様書に準拠）
	6	3	5	0	0	0	第5節	擁壁工			6	3	5	0	0	0	第5節	擁壁工			
	6	3	5	1	0	0	6-3-5-1	一般事項			6	3	5	1	0	0	6-3-5-1	一般事項			
308	6	3	5	1	0	0		本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。			6	3	5	1	0	0		本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。			誤植（共通仕様書に準拠）

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）								改定案（令和6年1月以降適用版）								
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由
	6	3	6	0	0	0	第6節	山腹水路工	6	3	6	0	0	0	第6節	山腹水路工	
	6	3	6	1	0	0	6-3-6-1	一般事項	6	3	6	1	0	0	6-3-6-1	一般事項	
309	6	3	6	1	1	0		1. 本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、 集水樹工 、現場打水路工その他これらに類する工種について定める。	6	3	6	1	1	0		1. 本節は、山腹水路工として作業土工、 (床掘り・埋戻し) 、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、現場打水路工、 集水樹工 その他これらに類する工種について定める。	誤植（共通仕様書に準拠）
	6	3	9	0	0	0	第9節	抑止杭工	6	3	9	0	0	0	第9節	抑止杭工	
	6	3	9	1	0	0	6-3-9-1	一般事項	6	3	9	1	0	0	6-3-9-1	一般事項	
313	6	3	9	1	3	0		3. 受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。	6	3	9	1	3	0		3. 受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。	誤植（共通仕様書に準拠）
	6	3	9	3	0	0	6-3-9-3	既製杭工	6	3	9	3	0	0	6-3-9-3	既製杭工	
313	6	3	9	3	3	0		3. 受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけなければならぬ。	6	3	9	3	3	0		3. 受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけなければならぬ。	誤植（共通仕様書に準拠）
	7	0	0	0	0	0	第7編	ダム編	7	0	0	0	0	0	第7編	ダム編	
	7	1	0	0	0	0	第1章	コンクリートダム	7	1	0	0	0	0	第1章	コンクリートダム	
	7	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準	7	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準	
319	7	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）	7	1	2	0	0	0		コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）【2013年制定】（2013年10月）	誤植（共通仕様書に準拠）
	7	1	3	0	0	0	第3節	掘削工	7	1	3	0	0	0	第3節	掘削工	
	7	1	3	5	0	0	7-1-3-5	岩盤面処理	7	1	3	5	0	0	7-1-3-5	岩盤面処理	
319	7	1	3	5	1	0		1. 基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。 なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更する場合があるものとする。	7	1	3	5	1	0		1. 基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。 なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更を指示する場合があるものとする。	文言追加（共通仕様書に準拠）
	7	1	4	0	0	0	第4節	ダムコンクリート工	7	1	4	0	0	0	第4節	ダムコンクリート工	
	7	1	4	7	0	0	7-1-4-7	コンクリートの運搬	7	1	4	7	0	0	7-1-4-7	コンクリートの運搬	
322	7	1	4	7	4	0		4. パケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起さないものであり、また、パケットからのコンクリートの排出が容易でかつ速やかなものとする。	7	1	4	7	4	0		4. パケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起さないものであり、また、パケットからのコンクリートの排出が容易でかつ速やかなものとする。	句点（共通仕様書に準拠）
	7	1	4	9	0	0	7-1-4-9	コンクリートの打込み	7	1	4	9	0	0	7-1-4-9	コンクリートの打込み	
323	7	1	4	9	8	0		8. 受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変をさけるようコンクリートを打込まなければならぬ。	7	1	4	9	8	0		8. 受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変をさけるようコンクリートを打込まなければならぬ。	誤植（共通仕様書に準拠）
	7	2	0	0	0	0	第2章	フィルダム	7	2	0	0	0	0	第2章	フィルダム	
	7	2	4	0	0	0	第4節	盛立工	7	2	4	0	0	0	第4節	盛立工	
	7	2	4	1	0	0	7-2-4-1	一般事項	7	2	4	1	0	0	7-2-4-1	一般事項	
333	7	2	4	1	6	0		6. 受注者は、 まき出し 時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。	7	2	4	1	6	0		6. 受注者は、 巻出し 時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。	誤植（共通仕様書に準拠）
	7	2	4	5	0	0	7-2-4-5	コアの盛立	7	2	4	5	0	0	7-2-4-5	コアの盛立	
334	7	2	4	5	2	0		2. 受注者は、 まき出し にあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	7	2	4	5	2	0		2. 受注者は、 巻出し にあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植（共通仕様書に準拠）
	7	2	4	5	3	0		3. 受注者は、 まき出し 厚、転圧機械及び転圧回数について、設計図書によらなければならない。	7	2	4	5	3	0		3. 受注者は、 巻出し 厚、転圧機械及び転圧回数について、設計図書によらなければならない。	誤植（共通仕様書に準拠）
334	7	2	4	5	4	0		4. 受注者は、 まき出された 材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督員の指示に従い処置しなければならない。	7	2	4	5	4	0		4. 受注者は、 巻出された 材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督員の指示に従い処置しなければならない。	誤植（共通仕様書に準拠）
	7	2	4	5	5	0		5. 受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、潤滑または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督員の指示に従い、散水あるいはスカリファイアイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後に まき出し を行わなければならない。	7	2	4	5	5	0		5. 受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、潤滑または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督員の指示に従い、散水あるいはスカリファイアイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後に 巻出 を行わなければならない。	誤植（共通仕様書に準拠）

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）															
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由		
	7	2	4	6	0	0	7-2-4-6	フィルターの盛立				7	2	4	6	0	0	7-2-4-6	フィルターの盛立				
334	7	2	4	6	2	0		2. 受注者は、 まき 出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。				7	2	4	6	2	0		2. 受注者は、 巻 出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植（共通仕様書に準拠）			
334	7	2	4	6	3	0		3. 受注者は、 まき 出し厚、転圧機械及び転圧回数についてでは、設計図書によらなければならない。				7	2	4	6	3	0		3. 受注者は、 巻 出し厚、転圧機械及び転圧回数についてでは、設計図書によらなければならない。	誤植（共通仕様書に準拠）			
334	7	2	4	6	4	0		4. 受注者は、 まき 出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督員の指示に従い処置しなければならない。				7	2	4	6	4	0		受注者は、 巻 出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督員の指示に従い処置しなければならない。	誤植（共通仕様書に準拠）			
	7	2	4	7	0	0	7-2-4-7	ロックの盛立				7	2	4	7	0	0	7-2-4-7	ロックの盛立				
334	7	2	4	7	2	0		2. 受注者は、 まき 出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。				7	2	4	7	2	0		2. 受注者は、 巻 出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植（共通仕様書に準拠）			
334	7	2	4	7	3	0		3. 受注者は、 まき 出し厚、転圧機械及び転圧回数についてでは、設計図書によらなければならない。				7	2	4	7	3	0		3. 受注者は、 巻 出し厚、転圧機械及び転圧回数についてでは、設計図書によらなければならない。	誤植（共通仕様書に準拠）			
334	7	2	4	7	4	0		4. 受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側に まき 出さなければならぬ。また、大塊は、堤体外周側になるように まき 出さなければならぬ。				7	2	4	7	4	0		4. 受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側に 巻 出さなければならぬ。また、大塊は、堤体外周側になるように 巻 出さなければならぬ。	誤植（共通仕様書に準拠）			
	8	0	0	0	0	0	第8編	道路編				8	0	0	0	0	0	第8編	道路編				
	8	1	0	0	0	0	第1章	道路改良				8	1	0	0	0	0	第1章	道路改良				
	8	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準				8	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準				
339	8	1	2	0	0	0		受注者は、設計図書において特に定めない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならぬ。 なお 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。				8	1	2	0	0	0		受注者は、設計図書において特に定めない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならぬ。 また 、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	改定までの読み替え明示（共通仕様書に準拠）			
339	8	1	2	0	0	0	日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）				8	1	2	0	0	0		日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）	修正（共通仕様書に準拠）				
339	8	1	2	0	0	0	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）				8	1	2	0	0	0		日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	修正（共通仕様書に準拠）				
340	8	1	2	0	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）				8	1	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）	スペース（共通仕様書に準拠）				
	8	2	0	0	0	0	第2章	舗装				8	2	0	0	0	0	第2章	舗装				
	8	2	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準				8	2	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準				
347	8	2	2	0	0	0	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）				8	2	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）	スペース（共通仕様書に準拠）				
	8	2	5	0	0	0	第5節	排水構造物工（路面排水工）				8	2	5	0	0	0	第5節	排水構造物工（路面排水工）				
	8	2	5	1	0	0	8-2-5-1	一般事項				8	2	5	1	0	0	8-2-5-1	一般事項				
349	8	2	5	1	2	0		2. 排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路上工要領の排水施設の施工の規定及び 本編 8-2-5-3側溝工、8-2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならぬ。				8	2	5	1	2	0		排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路上工要領の排水施設の施工の規定及び 第8編 8-2-5-3側溝工、 第8編 8-2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならぬ。	表記の統一（共通仕様書に準拠）			
	8	2	8	0	0	0	第8節	防護柵工				8	2	8	0	0	0	第8節	防護柵工				
	8	2	8	1	0	0	8-2-8-1	一般事項				8	2	8	1	0	0	8-2-8-1	一般事項				
351	8	2	8	1	3	0	3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 4-1. 施工」（日本道路協会、令和3年3月）の規定、「道路上工要領 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならぬ。				8	2	8	1	3	0		3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 4-1. 施工」（日本道路協会、令和3年3月）の規定、「道路上工要領 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、 第3編 3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならぬ。	表記の統一（共通仕様書に準拠）				

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）															
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由		
	8	2	9	0	0	0	第9節	標識工			8	2	9	0	0	0	第8節	防護柵工					
	8	2	9	1	0	0	8-2-9-1	一般事項			8	2	9	1	0	0	8-2-8-1	一般事項					
351	8	2	9	1	3	0		3. 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮縫切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標準業協会、令和元年8月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。				8	2	9	1	3	0		3. 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章 道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、 第3編3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、第3編3-2-10-5土留・仮縫切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」 （全国道路標識・標準業協会、令和1年1月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。				表記の統一、発行年月（共通仕様書に準拠）
	8	2	10	0	0	0	第10節	区画線工			8	2	10	0	0	0	第10節	区画線工					
	8	2	10	1	0	0	8-2-10-1	一般事項			8	2	10	1	0	0	8-2-10-1	一般事項					
353	8	2	10	1	3	0		3. 受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-1-3-9区画線工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。			8	2	10	1	3	0		3. 受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。				修正（共通仕様書に準拠）	
	8	2	10	2	0	0	8-2-10-2	区画線工			8	2	10	2	0	0	8-2-10-2	区画線工					
353	8	2	10	2	2	0		2. 区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。			8	2	10	2	2	0		2. 区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。				修正（共通仕様書に準拠）	
	8	3	0	0	0	0	第3章	橋梁下部			8	3	0	0	0	0	第3章	橋梁下部					
	8	3	1	0	0	0	第1節	適用			8	3	1	0	0	0	第1節	適用					
	8	3	1	0	0	0					8	3	1	0	0	0							
358	8	3	1	0	5	2		(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）に従い行わなければならない。			8	3	1	0	5	2		(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり割定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。				修正（共通仕様書に準拠）	
	8	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			8	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準					
	8	3	2	0	0	0					8	3	2	0	0	0							
359	8	3	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			8	3	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）				スペース（共通仕様書に準拠）	
	8	4	0	0	0	0	第4章	鋼橋上部			8	4	0	0	0	0	第1章	cc					
	8	4	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			8	4	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準					
	8	4	2	0	0	0					8	4	2	0	0	0							
366	8	4	2	0	0	0		日本道路協会 鋼道路橋疲劳設計指針便覧（令和2年9月）			8	4	2	0	0	0		日本道路協会 鋼道路橋疲劳設計便覧（令和2年9月）				誤字（共通仕様書に準拠）	
366	8	4	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			8	4	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）				スペース（共通仕様書に準拠）	
	8	5	0	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部			8	5	0	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部					
	8	5	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			8	5	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準					
	8	5	2	0	0	0					8	5	2	0	0	0							
373	8	5	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			8	5	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）				スペース（共通仕様書に準拠）	
	8	6	0	0	0	0	第6章	トンネル（NATM）			8	6	0	0	0	0	第6章	トンネル（NATM）					
	8	6	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			8	6	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準					
	8	6	2	0	0	0					8	6	2	0	0	0							
384	8	6	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説（平成28年8月）			8	6	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説【2016年制定】（平成28年8月）				誤植（共通仕様書に準拠）	
384	8	6	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説（平成28年8月）			8	6	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説【2016年制定】（平成28年8月）				誤植（共通仕様書に準拠）	
384	8	6	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説（平成28年8月）			8	6	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説【2016年制定】（平成28年8月）				誤植（共通仕様書に準拠）	
385	8	6	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			8	6	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）				スペース（共通仕様書に準拠）	

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）													
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由
	8	6	3	0	0	0	第3節	トンネル掘削工			8	6	3	0	0	0	第3節	トンネル掘削工			
	8	6	3	2	0	0	8-6-3-2	掘削工			8	6	3	2	0	0	8-6-3-2	掘削工			
385	8	6	3	2	1	0		1. 受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。 また、余掘が生じた場合は、受注者はこれに対する適切な処理を行うものとする。			8	6	3	2	1	0		1. 受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。 また、余掘が生じた場合は、受注者はこれに対する適切な処理を行うものとする。			誤植（共通仕様書に準拠）
	8	6	5	0	0	0	第5節	覆工			8	6	5	0	0	0	第5節	覆工			
	8	6	5	3	0	0	8-6-5-3	覆工コンクリート工			8	6	5	3	0	0	8-6-5-3	覆工コンクリート工			
											8	6	5	3	11	0		11. トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。 なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。			新規追加（共通仕様書に準拠）
	8	6	5	3	11	0		11. 受注者は、覆工コンクリートの打込み時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			8	6	5	3	12	0		12. 受注者は、覆工コンクリートの打込み時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			項番変更（共通仕様書に準拠）
	8	7	0	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド			8	7	0	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド			
	8	7	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			8	7	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
	8	7	2	0	0	0					8	7	2	0	0	0					
	8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）			8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定]（2018年3月）			誤植（共通仕様書に準拠）
	393	8	7	2	0	0					8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]（2018年3月）			誤植（共通仕様書に準拠）
393	8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）			8	7	2	0	0	0		日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）			発行日修正（共通仕様書に準拠）
	8	7	2	0	0	0		日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）			8	7	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			スペース（共通仕様書に準拠）
	8	8	0	0	0	0	第8章	鋼製シェッド			8	8	0	0	0	0	第8章	鋼製シェッド			
	8	8	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			8	8	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
	8	8	2	0	0	0					8	8	2	0	0	0					
	393	8	8	2	0	0		日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）			8	8	2	0	0	0		日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）			発行日修正（共通仕様書に準拠）
	8	8	2	0	0	0					8	8	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			スペース（共通仕様書に準拠）
	393	8	9	0	0	0	第9章	地下横断歩道			8	9	0	0	0	0	第9章	地下横断歩道			
	8	9	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			8	9	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
	8	9	2	0	0	0					8	9	2	0	0	0					
401	8	9	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			8	9	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			スペース（共通仕様書に準拠）
	8	10	0	0	0	0	第10章	地下駐車場			8	10	0	0	0	0	第10章	地下駐車場			
	8	10	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			8	10	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
	8	10	2	0	0	0					8	10	2	0	0	0					
	404	8	10	2	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			8	10	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			スペース（共通仕様書に準拠）
	8	11	0	0	0	0	第11章	共同溝			8	11	0	0	0	0	第11章	共同溝			
	8	11	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			8	11	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
	8	11	2	0	0	0					8	11	2	0	0	0					
	407	8	11	2	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			8	11	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書シールド工法・同解説（平成28年8月）			誤植（共通仕様書に準拠）
	407	8	11	2	0	0					8	11	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			スペース（共通仕様書に準拠）

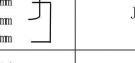
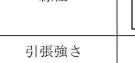
新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）													
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			改訂理由
	8	12	0	0	0	0	第12章	電線共同溝			8	12	0	0	0	0	第12章	電線共同溝			
	8	12	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			8	12	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
410	8	12	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			8	12	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			ベース（共通仕様書に準拠）
	8	13	0	0	0	0	第13章	道路維持			8	13	0	0	0	0	第13章	道路維持			
	8	13	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			8	13	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
413	8	13	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			8	13	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			ベース（共通仕様書に準拠）
	8	13	14	0	0	0	第14節	適用すべき諸基準			8	13	14	0	0	0	第14節	適用すべき諸基準			
	8	13	14	7	0	0	8-13-14-7	旧橋撤去工			8	13	14	7	0	0	8-13-14-7	旧橋撤去工			
423	8	13	14	7	5	0		5. 受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に つとめ なければならない。			8	13	14	7	5	0		5. 受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に 努め なければならない。			ベース（共通仕様書に準拠）
	8	14	0	0	0	0	第14章	道路修繕			8	14	0	0	0	0	第14章	道路修繕			
	8	14	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			8	14	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
431	8	14	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			8	14	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説一（平成29年11月）			誤植（共通仕様書に準拠）
	8	14	24	0	0	0	第24節	橋脚巻立て工			8	14	24	0	0	0	第24節	橋脚巻立て工			
	8	14	24	5	0	0	8-14-24-5	RC橋脚鋼板巻立て工			8	14	24	5	0	0	8-14-24-5	RC橋脚鋼板巻立て工			
443	8	14	24	4	29	0		29. 超音波探傷試験の検査技術者は、（一社）日本非破壊検査協会「NDT50601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。			8	14	24	4	29	0		29. 超音波探傷試験の検査技術者は、JIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく2種以上の有資格者とする。			修正（共通仕様書に準拠）
	8	15	0	0	0	0	第15章	消雪パイプ工			8	15	0	0	0	0	第15章	消雪パイプ工			
	8	15	4	0	0	0	第4節	さく井工			8	15	4	0	0	0	第4節	さく井工			
	8	15	4	2	0	0	8-15-4-2	掘さく工			8	15	4	2	0	0	8-15-4-2	掘さく工			
445	8	15	4	2	4	0		4. 受注者は、地層の変わり目ごとにスライムを採取し、監督員に 提出 しなければならない。			8	15	4	2	4	0		4. 受注者は、地層の変わり目ごとにスライムを採取し、監督員に 提示 しなければならない。			修正（提出は不要とし、提示とする）【道路管理課】
	10	0	0	0	0	0	第10編	下水道編			10	0	0	0	0	0	第10編	下水道編			
	10	1	0	0	0	0	第1章	管路			10	1	0	0	0	0	第1章	管路			
	10	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			10	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
458	10	1	2	0	0	0		日本下水道事業団 土木工事一般仕様書・土木工事必携（令和4年度） 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（平成29年度） 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針（平成22年3月） 日本下水道協会 下水道土木工事必携（案）（2021年版）			10	1	2	0	0	0		日本下水道事業団 土木工事一般仕様書・土木工事必携（令和5年度） 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（令和5年度） 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針（平成22年3月） 日本下水道協会 下水道土木工事必携（案）（2021年版）			更新【下水道課】
	10	1	4	0	0	0	第4節	管渠工（小口径推進）			10	1	4	0	0	0	第4節	管渠工（小口径推進）			
	10	1	4	4	0	0	10-1-4-4	仮設備工			10	1	4	4	0	0	10-1-4-4	仮設備工			
466	10	1	4	4	1	0		1. 抗口			10	1	4	4	1	0		1. 無口			誤植（抗→坑）【下水道課】 ※その他箇所で同様の誤植があるが本様式での記載は省略する。
	10	2	0	0	0	0	第2章	処理場・ポンプ場			10	2	0	0	0	0	第2章	処理場・ポンプ場			
	10	2	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			10	2	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
478	10	2	2	0	0	0		（一社）公共建築協会 公共建築工事標準仕様書（平成28年版） 日本下水道事業団 土木工事一般仕様書・土木工事必携（平成24年度） 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（平成24年7月） 国土交通省 公公用緑化樹木品質寸法規格基準（案）（第5次改訂版） 日本下水道協会 下水道土木工事必携（案）（2014年版）			10	2	2	0	0	0		（一社）公共建築協会 公共建築工事標準仕様書（令和4年版） 日本下水道事業団 土木工事一般仕様書・土木工事必携（令和5年度） 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（令和5年度） 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針（平成22年3月） 日本下水道協会 下水道土木工事必携（案）（2021年版）			更新【下水道課】

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(図表) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）					改定案（令和6年1月以降適用版）										改訂理由										
	編	章	節	条	項	項 以下	編	章	節	条	項															
	1	0	0	0	0	第1編	共通編					1	0	0	0	0	第1編	共通編								
	1	2	0	0	0	第2章	土木					1	2	0	0	0	第2章	土木								
	1	2	3	0	0	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工					1	2	3	0	0	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工								
	1	2	3	1	0	一般事項	1-2-3-1					1	2	3	1	0	1-2-3-1	一般事項								
	1	2	3	1	2	表1-2-1 土及び岩の分類表					1	2	3	1	2	表1-2-1 土及び岩の分類表										
27	土	粘性土	A	B	C	名 称	説 明					A	B	C	名 称	説 明										
			礫質土	礫	まじり 土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土					礫(G)	礫質土(GF)		礫質土	礫	まじり 土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、 礫の多い砂質土、 礫の多い粘性土							
			砂質土	砂	質	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂					砂(S)			砂質土	砂	質	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂							
			及び砂	及	び砂	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状こし易く空げきの少ないもの。	マサ土、マサ土					マサ土			砂質土	砂	及	び砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	マサ土						
			普通土			バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	粒度分布の良い砂					砂質土(SF)			砂質土	砂	及	び砂	粒度分布の良い砂	条件の良いローム						
		高含水比 粘性土	粘性土	粘	性土	バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	シルト(M)					シルト(M)			粘性土	粘	性土	バケット等に付着し易く空隙の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム							
			高含水比			バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム					シルト(M)			粘性土	粘	性土	バケットなどに付着し易く空隙の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが悪いもの。	シルト(M)							
			粘性土			条件の悪い粘性土	条件の悪い粘性土					シルト(M)			高含水比	高	含水比	粘性土	条件の悪いローム	条件の悪い粘性土						
			岩塊	岩	塊	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。	玉石まじり土					玉石まじり土			岩塊	岩	塊	岩塊	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空隙のでき易いもの。	玉石まじり土						
			玉石			岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるを玉石とする。	岩塊された岩					岩塊された岩			玉石	玉	石	玉石	岩塊された岩	岩塊された岩						
83	再生用添加剤	再生用添加剤	2	0	0	0	0	0	第2編	材料編					2	0	0	0	0	0	第2編	材料編				
			2	2	0	0	0	0	第2章	土木工事材料					2	2	0	0	0	0	第2章	土木工事材料				
			2	2	8	0	0	0	第8節	瀝青材料					2	2	8	0	0	0	第8節	瀝青材料				
			2	2	8	3	0	0	2-2-8-3	再生用添加剤					2	2	8	3	0	0	2-2-8-3	再生用添加剤				
			2	2	8	3	0	0	表2-2-26	再生用添加剤の標準的性状					2	2	8	3	0	0	表2-2-26	再生用添加剤の標準的性状				
		プラント再生用	再生用添加剤の標準的性状					標準的性状					再生用添加剤の標準的性状					標準的性状								
			項目					標準的性状					項目					標準的性状								
			動粘度 (60°C)					mm ³ /s					80~1,000					動粘度 (60°C)								
			引火点					°C					250以上					引火点								
			薄膜加熱後の粘度比 (60°C)										2以下					薄膜加熱後の粘度比 (60°C)								
		薄膜加熱質量変化率					%					±3以内					薄膜加熱質量変化率									
		密度 (15°C)					g/cm ³					報告					密度 (15°C)									
		組成 (石油学会JPI-5S-70-10)										報告					組成 (石油学会規格JPI-5S-70-10)									
		【注】密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm ³ 以上とすることが望ましい										【注】密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm ³ 以上とすることが望ましい。														
誤字 (共通仕様書に準拠)																修正 (共通仕様書に準拠)										

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(図表) 新旧対照表

現行（令和5年7月以降適用版）							改定案（令和6年1月以降適用版）																
ページ	編	章	節	条	項	項 以下 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項 以下 (項目見出し)	新条文							
	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編			3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編					
	3	1	0	0	0	1	第一章	一般施工			3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工					
	3	1	3	0	0	1	第3節	共通的工種			3	1	3	0	0	1	第3節	共通的工種					
	3	1	3	32	0	1	3-1-3-32	かごマット工			3	1	3	32	0	1	3-1-3-32	かごマット工					
	3	1	3	32	3	0	表3-1-10	要求性能の確認方法			3	1	3	32	3	0	表3-1-10	要求性能の確認方法					
114	項目			要求性能		確認方法			項目			要求性能		確認方法									
	試験方法			試験条件		基準値			試験方法			試験条件		基準値									
母材の健全性			母材が健全であること		JIS H401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影			メッキを剥いた状態での母材鉄線の表面撮影			母材が健全であること		JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の表面撮影										
3 1 3 32 6 0 表3-1-12 線材の品質管理試験の内容																							
116	項目 試験箇所			試験項目		基 準 値		試 驗 方 法		試 驗 の 頻 度		項目 試験箇所			試験項目			基 準 値		試 驗 方 法		試 驗 の 頻 度	
	工 場			線径				JIS G 3547準拠		5巻線 ^{※1} に1回		工 場			線径				JIS G 3547準拠		5巻線 ^{※1} に1回		
	引張強さ			290N/mm ² 以上		JIS G 3547準拠		5巻線に1回		引張強さ			290N/mm ² 以上		JIS G 3547準拠		5巻線に1回						
	ねじり特性			JIS G 3547の4.3		JIS G 3547準拠		5巻線に1回		ねじり特性			JIS G 3547の4.3		JIS G 3547準拠		5巻線に1回						
	卷付性			線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない		JIS G 3547準拠		5巻線に1回		卷付性			線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない		JIS G 3547準拠		5巻線に1回						
	メッキ成分			※2		原子吸光分析法、またはICP発光分析法		5巻線に1回		メッキ成分			※2		原子吸光分析法、またはICP発光分析法		5巻線に1回						
	メッキ付着量			※2		JIS H401準拠		5巻線に1回		メッキ付着量			※2		JIS G 3547準拠		5巻線に1回						
	線径					JIS G 3547準拠		200巻線に1回		線径					JIS G 3547準拠		200巻線に1回						
	引張強さ			290N/mm ² 以上		JIS G 3547準拠		200巻線に1回		引張強さ			290N/mm ² 以上		JIS G 3547準拠		200巻線に1回						
	母材の健全性			母材に傷が付いていないこと		JIS H401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影		200巻線に1回		母材の健全性			母材に傷が付いていないこと		JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影		200巻線に1回						

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(図表) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）					改定案（令和6年1月以降適用版）					改訂理由							
	編	章	節	条	項	項 以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文										
3	1	6	0	0	0	第6節	一般舗装工	3	1	6	0	1	第6節	一般舗装工				
3	1	6	3	0	0	3-1-6-3	アスファルト舗装の材料	3	1	6	7	0	1	3-1-6-7	アスファルト舗装工			
表3-1-16 下層路盤の品質規格																		
134	粒状路盤	工 法	種 別		試験項目	試験方法	規格値	粒状路盤	種 別		試験項目	試験方法	規格値					
			クラッシャラン 砂利、砂 再生クラッシャラン等。		PI ^a	舗装調査・試験法 便覧 F005 ^a	※6以下 ^a		クラッシャラン 砂利、砂 再生クラッシャラン等 ([注1] ~ [注4])		PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	6以下					
			アスファルト再生 クラッシャラン		修正CBR(%) ^a	舗装調査・試験法便 覧 E001 ^a	※20以上 [30以上] ^a		修正CBR(%)		舗装調査・試験法 便覧 E001	20以上 [30以上]						
			アスファルト再生 クラッシャラン		PI ^a	舗装調査・試験法便 覧 F005 ^a	6以下 ^a		PI		舗装調査・試験法 便覧 F005	6以下						
			グリズリアンダー材の 混入率 ^a		修正CBR(%) ^a	舗装調査・試験法便 覧 E001 ^a	40以上 ^a		修正CBR(%)		舗装調査・試験法 便覧 E001	40以上						
			クラッシャラン鉄鋼 スラグ (高炉徐冷スラグ) ^a		修正CBR(%) ^a	舗装調査・試験法便 覧 E001 ^a	30以上 ^a		グリズリアンダー材の 混入率 ^a		質量配合 40%以下 ^a	質量配合 40%以下						
			クラッシャラン鉄鋼 スラグ (製鋼スラグ) ^a		修正CBR(%) ^a	舗装調査・試験法便 覧 E001 ^a	30以上 ^a		修正CBR(%)		舗装調査・試験法 便覧 E001	30以上						
			水浸膨張比 (%) ^a		舗装調査・試験法便 覧 E004 ^a	1.5以下 ^a			修正CBR(%)		舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし						
			エージング期間 ^a		- ^a	6ヵ月以上 ^a			クラッシャラン鉄鋼 スラグ (製鋼スラグ)		舗装調査・試験法 便覧 E001	30以上						
			エージング期間 ^a		- ^a	6ヵ月以上 ^a			水浸膨張比 (%) ^a		舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5以下						
			エージング期間 ^a		- ^a	6ヵ月以上 ^a			エージング期間		-	6ヵ月以上						
[注1] 特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は、修正CBRの規格値の値は〔 〕内の数値を適用する。なお40°CでCBR試験を行う場合は20%以上としてよい。 北海道地方——20cm 東北地方——30cm その他の地域——40cm [注3] 再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。 [注4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。 ・〔種別〕「クラッシャラン鉄鋼スラグ」名称の明確化 ・〔試験項目〕クラッシャラン鉄鋼スラグの修正CBRについて追記 ・「エージング」に関しての注記を追加																		
[注1] 特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。 [注2] 再生クラッシャランの修正CBRの規格値の値は〔 〕内の数値を適用する。 [注3] 再生クラッシャラン及びアスファルト再生クラッシャランにおいては、再生クラッシャラン等の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。 [注4] 再生クラッシャラン等に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすり減り試験（粒度は道路用碎石 S-13 (13~5mm) のもの）とする。 [注5] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。 ・〔種別〕「クラッシャラン鉄鋼スラグ」名称の明確化 ・〔試験項目〕クラッシャラン鉄鋼スラグの修正CBRについて追記 ・「エージング」に関しての注記を追加																		

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(図表) 新旧対照表

ページ	現行（令和5年7月以降適用版）								改定案（令和6年1月以降適用版）																																																																	
	編	章	節	条	項	項 以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項 以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由																																																									
	3	1	6	7	0	0	3-1-6-7	アスファルト舗装工	3	1	6	7	0	1	3-1-6-7	アスファルト舗装工																																																										
	3	1	6	7	4	1	表3-1-26	マーシャル安定度試験基準値	3	1	6	7	4	1	表3-1-26	マーシャル安定度試験基準値	誤字（共通仕様書に準拠）																																																									
143	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空げき率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 25mmを超える骨材部分は、同重量だけ25mm~13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。</p>								項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空げき率 (%)	3~12	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 25mmを超える骨材部分は、同重量だけ25mm~13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。</p>																項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空隙率 (%)	3~12																																		
項 目	基 準 値																																																																									
安定度 kN	3.43以上																																																																									
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																																									
空げき率 (%)	3~12																																																																									
項 目	基 準 値																																																																									
安定度 kN	3.43以上																																																																									
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																																									
空隙率 (%)	3~12																																																																									
3	1	6	11	0	0	3-1-6-11	グースアスファルト舗装工	3	1	6	11	0	0	3-1-6-11	グースアスファルト舗装工																																																											
3	1	6	11	6	2	表3-1-31	接着剤の規格鋼床版用	3	1	6	11	6	2	表3-1-31	接着剤の規格鋼床版用	誤字（共通仕様書に準拠）																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th>規 格 値</th> <th rowspan="2">試 験 法</th> </tr> <tr> <td>ゴムアスファルト系</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833-1, 2</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25°C) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833-1, 2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験 (-10°C、3mm)</td> <td>合 格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>								項 目	規 格 値	試 験 法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833-1, 2	粘度 (25°C) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験 (-10°C、3mm)	合 格	JIS K 5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th>規 格 値</th> <th rowspan="2">試 験 法</th> </tr> <tr> <td>ゴムアスファルト系</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833-1, 2</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25°C) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833-1, 2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験 (-10°C、3mm)</td> <td>合 格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 基盤目試験の判定点は(一財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>																	項 目	規 格 値	試 験 法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833-1, 2	粘度 (25°C) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験 (-10°C、3mm)	合 格	JIS K 5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600
項 目	規 格 値	試 験 法																																																																								
	ゴムアスファルト系																																																																									
不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833-1, 2																																																																								
粘度 (25°C) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2																																																																								
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600																																																																								
低温風曲試験 (-10°C、3mm)	合 格	JIS K 5600																																																																								
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600																																																																								
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5664																																																																								
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600																																																																								
項 目	規 格 値	試 験 法																																																																								
	ゴムアスファルト系																																																																									
不揮発分 (%)	50以上	JIS K 6833-1, 2																																																																								
粘度 (25°C) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2																																																																								
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5600																																																																								
低温風曲試験 (-10°C、3mm)	合 格	JIS K 5600																																																																								
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600																																																																								
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600																																																																								
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K 5600																																																																								
3	1	6	12	0	0	3-1-6-12	コンクリート舗装工	3	1	6	12	0	0	3-1-6-12	コンクリート舗装工																																																											
3	1	6	12	4	1	表3-1-40	マーシャル安定度試験基準値	3	1	6	12	4	1	表3-1-40	マーシャル安定度試験基準値	誤植（共通仕様書に準拠）																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空げき率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 25mmを超える骨材部分は、同重量だけ25mm~13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。</p>								項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空げき率 (%)	3~12	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 25mmを超える骨材部分は、同重量だけ25mm~13mmで置き換えてマーシャル安定度試験を行う。</p>																	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空隙率 (%)	3~12																																		
項 目	基 準 値																																																																									
安定度 kN	3.43以上																																																																									
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																																									
空げき率 (%)	3~12																																																																									
項 目	基 準 値																																																																									
安定度 kN	3.43以上																																																																									
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																																									
空隙率 (%)	3~12																																																																									

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(図表) 新旧対照表

ページ	現行(令和5年7月以降適用版)							改定案(令和6年1月以降適用版)							改訂理由								
	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文					
3	1	14	0	0	1		第14節	法面工(共通)			3	1	14	0	0	1		第14節	法面工(共通)				
3	1	14	2	0	1	3-1-14-2	植生工				3	1	14	2	0	1	3-1-14-2	植生工					
203	3	1	14	2	6	0	図3-1-5 耳芝				3	1	14	2	6	0	図3-1-5 耳芝				表記を見やすく修正(共通仕様書に準拠)		
4	0	0	0	0	0	0	第4編	河川編			4	0	0	0	0	0	第4編	河川編					
4	1	0	0	0	0		第1章	築堤・護岸			4	1	0	0	0	0	第1章	築堤・護岸					
4	1	7	0	0	0		第7節	法覆護岸工			4	1	7	0	0	0	第7節	法覆護岸工					
4	1	7	2	0	0	4-1-7-2	材料				4	1	7	2	0	0	4-1-7-2	材料					
203																新規追加(特記仕様書からの編入) 【河川整備課】							
																		</td					

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

单位：四

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

单位：mm

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

単位：mm

編 章 節 条 款	現行（令和5年1月以降適用版）	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定案（令和6年1月以降適用版）						改定理由						
							改定箇所	摘要	改定基準	測定箇所	摘要	改定理由							
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	2 滲石工	基準	規格	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	6-2-5-2	5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	規格	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	6-2-5-2	ベース削除（共通仕様書に準拠）							
			高▽	規格			規格	±500											
			△	規格			規格	±300											
			法長 l	規格			規格	-100											
			天端幅 w	規格			規格	-100											
			天端延長 L ₁	規格			規格	-200											
	5 海岸本体工		施工延長40m（測点間隔25mの場合50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。						施工延長40m（測点間隔25mの場合350m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。										
			基準	規格			規格	±300											
			高▽	規格			規格	±500											
			△	規格			規格	±300											
			（私）	規格			規格	±300											
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 海岸コンクリートブロック工	（筋積）ブロック規格26t未満	規格	施工延長40m（測点間隔25mの場合50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。	6-2-5-5	5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	（筋積）ブロック規格26t未満	施工延長40m（測点間隔25mの場合350m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。	6-2-5-5	スペース削除（共通仕様書に準拠）							
			（筋積）ブロック規格26t以上	規格			規格	±500											
			（私）	規格			規格	±300											
			天端幅 w	規格			規格	-100											
			天端延長 L	規格			規格	-200											
	3 根固めブロック工		基準	規格	施工延長40m（測点間隔25mの場合50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	5-2-6-3	5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	基準	規格	施工延長40m（測点間隔25mの場合350m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	5-2-6-3	延伸（測定項目「厚さ」、「幅」を「筋積の形状寸法」、「横幅」に替えることができる旨の仕じ書を記載する。）【河川整備課】						
			高▽	規格			規格	±300											
			△	規格			規格	±t/2											
			厚さ t	規格			規格	-20											
			幅 w ₁ , w ₂	規格			規格	-20											
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	延長 L ₁ , L ₂	規格	施工延長40m（測点間隔25mの場合50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	5-2-6-3	5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	延長 L ₁ , L ₂	規格	施工延長40m（測点間隔25mの場合350m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	5-2-6-3	延伸（測定項目「厚さ」、「幅」を「筋積の形状寸法」、「横幅」に替えることができる旨の仕じ書を記載する。）【河川整備課】						
			層積	規格			規格	±300											
			乱積	規格			規格	±t/2											
			厚さ t	規格			規格	-20											
			幅 w ₁ , w ₂	規格			規格	-t/2											
	3 潜波工		延長 L ₁ , L ₂	規格			規格	-200											
			層積	規格			規格	-t/2											
			乱積	規格			規格	-t/2											
			厚さ t	規格			規格	-20											
			幅 w ₁ , w ₂	規格			規格	-20											
5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 潜波工	延長 L ₁ , L ₂	規格	施工延長40m（測点間隔25mの場合50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	5-2-7-3	5 河川海岸編	2 突堤・人工岬	延長 L ₁ , L ₂	規格	施工延長40m（測点間隔25mの場合350m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	5-2-7-3	延伸（測定項目「厚さ」、「幅」を「ブロック外観」に替えることができる旨の仕じ書を記載する。）【河川整備課】						
			層積	規格			規格	±300											
			乱積	規格			規格	±t/2											
			厚さ t	規格			規格	-20											
			幅 w ₁ , w ₂	規格			規格	-20											
	3 潜波工		延長 L ₁ , L ₂	規格			規格	-200											
			層積	規格			規格	±300											
			乱積	規格			規格	±t/2											
			厚さ t	規格			規格	-20											
			幅 w ₁ , w ₂	規格			規格	-20											
6 沙防編	1 沙防護堤	9 鋼製護堤本体工（不透過型）	堤高 ▽	規格	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。	6-1-6-6	6 沙防編	1 沙防護堤	堤高 ▽	規格	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。	6-1-6-6	測定箇所既定字（共通仕様書に準拠）						
			長さ l ₁ , l ₂	規格			規格	±100											
			幅 w ₁ , w ₂	規格			規格	±50											
			下流側倒れ △	規格			規格	=0.02H ₁											
			袖高 ▽	規格			規格	±50											
	2 沙防護堤		幅 w ₁	規格			規格	±50											
			下流側倒れ △	規格			規格	=0.02H ₂											
			w ₁	規格			規格	±50											
			w ₂	規格			規格	±50											
			H ₁	規格			規格	±50											

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

单位：mm

現行(令和5年1月以降適用版)									改定案(令和6年1月以降適用版)									改定理由			
編	章	節	条	技番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	技番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道 路 編	6 支 保 持 ト ン ネ ル ス タ ー ン ト ン ミ	6 4 支 保 持 ト ン ネ ル ス タ ー ン ト ン ミ	3	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に同に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検査孔を測定する。 (8) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。	8-6-4-3	8 道 路 編	6 4 支 保 持 ト ン ネ ル ス タ ー ン ト ン ミ	3	吹付工	吹付け厚さ	施工延長40m毎に同に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検査孔を測定する。 (8) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。	8-6-4-3	吹付工(共通仕様書に準拠)					
8 道 路 編	15 消 雪 ハ イ ブ リ ト	5 取 水 工	2	水中ポンプ	つり上げ位置	±200mm	排水管の底歟、長さにより1回測定	8-15-5-2	8 道 路 編	15 消 雪 ハ イ ブ リ ト	2	水中ポンプ	つり上げ位置	±200mm	排水管の底歟、長さにより1回測定	8-15-5-2	修正(フレキシブル製品の場合は測定不要とする)【道路管理課】				
9 公 園 編	1 植 栽	3 植 栽 工	2	1 綠化樹木 (寸法規格)	樹高 H	設計値以上 (中低木の場合は上位階級の寸法値未満)	・樹高別、規格別、産地ごとに各設計数量の1%を測定する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。 ※但し 高木：樹高 3m以上 中低木：樹高 3m未満	(樹高H) 枝の上端より徒長枝を含まない高さ	9-1-3-2	9 公 園 編	1 植 栽	2	1 高・中低木植栽工	樹高 H	設計値以上 (中低木の場合は上位階級の寸法値未満)	(樹高H) 枝の上端より徒長枝を含まない高さ	9-1-3-2	測定【都市整備課】			
9 公 園 編	1 植 栽	3 植 栽 工	2	2 綠化樹木 (寸法規格)	幹周 C	・設計値以上 ・上位階級の寸法値未満	(幹周C) 株立の場合は周長の70%	9-1-3-2	9 公 園 編	1 植 栽	2	幹周 C	・設計値以上 ・上位階級の寸法値未満	(幹周C) 株立の場合は周長の70%	9-1-3-2	測定【都市整備課】					
9 公 園 編	1 植 栽	3 植 栽 工	2	2 綠化樹木 (寸法規格)	枝張 W	設計値以上	(枝上) 枝張(葉脱) 最小枝張W ₂ 最大枝張W ₁ 枝張=(W ₁ +W ₂) 一部の突出した枝は含まない	9-1-3-2	9 公 園 編	1 植 栽	2	枝張 W	設計値以上	枝張(葉脱) 最小枝張W ₂ 最大枝張W ₁ 枝張=(W ₁ +W ₂)/2 一部の突出した枝は含まない	9-1-3-2	測定【都市整備課】					
10 下 水 道 編	3 管 渠 工 (開削)	3 管 渠 工 (開削)	2	管渠開削	基準高	±30	マンホール接続部及び施工延長20mごと	10-1-3-2	10 下 水 道 編	1 管 渠 工 (開削)	2	管渠設工	基準高	±30	マンホール接続部及び施工延長20mごと	10-1-3-2	測定【下水道課】				
10 下 水 道 編	1 管 路	5 管 渠 工 (推進)	3	管渠推進	基準高	±50	推進中は推進管1本ごと 推進完了後は推進間10mごと	10-1-4-3	10 下 水 道 編	1 管 路	5 管 渠 工 (推進)	3	立坑内管設工	基準高	±50	推進中は推進管1本ごと 推進完了後は推進間10mごと	10-1-5-3	測定【下水道課】			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

現行(令和5年1月適用版)								改定案(令和5年12月(見込)適用版)								改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による記録	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による記録
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コントロールド・吹付けコンクリートを除く)	材料	クズのスのト他コングルーピング・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び工地が変わった場合。	○	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	○	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び工地が変わった場合。	○	2020制定規格の追加(共通仕様書に準拠)
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コントロールド・吹付けコンクリートを除く)	材料	クズのスのト他コングルーピング・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	細乾燥度：2.5以下 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.5%以下 (砂利・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については検要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び工地が変わった場合。	○	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砂利)	細乾燥度：2.5以下 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.5%以下 (砂利・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については検要を参照)	○	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	細乾燥度：2.5以下 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.5%以下 (砂利・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については検要を参照)	工事開始前、工事中1回／月以上及び工地が変わった場合。	○	2020制定規格の追加(共通仕様書に準拠)
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コントロールド・吹付けコンクリートを除く)	材料	クズのスのト他コングルーピング・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	骨材の密着性試験	JIS A 5021	骨材の密着性試験	工事開始前、工事中1回／月以上及び工地が変わった場合。	○	骨材の密着性試験	JIS A 5011-9 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	骨材の密着性試験	○	骨材の密着性試験	JIS A 5011-9 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	骨材の密着性試験	工事開始前、工事中1回／月以上及び工地が変わった場合。	○	2020制定規格の追加(共通仕様書に準拠)
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コントロールド・吹付けコンクリートを除く)	材料	ボルトランスマニメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (リサイクルセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	○	セメントの化学分析	JIS R 5202	セメントの化学分析	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (リサイクルセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	○	セメントの水和熱測定	JIS R 5203 JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (リサイクルセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	○	新規追加(共通仕様書に準拠)	
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コントロールド・吹付けコンクリートを除く)	材料	クズのスのト他コングルーピング・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	セメントの水和熱測定	JIS R 5203	セメントの水和熱測定	工事開始前、工事中1回／月以上	○	セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204 JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (リサイクルセメント)	セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204 JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (リサイクルセメント)	工事開始前、工事中1回／月以上	○	新規追加(共通仕様書に準拠)			
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コントロールド・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物總量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が工前と工後に並たがる場合は、工前に1回コンクリート打設前に、その後の試験結果が塩化物總量の規制値の1/2以下の場合には、その試験結果が塩化物總量のみとすることができる。工場あたりの総使用量が5t/m ³ 以上の場合は、午後の試験を省略することができる。(試験結果が午後測定値と午前測定値の差が±10%未満である場合に限る。)※試験材料は、骨材(石、床板、高爾等)、練土工(高さ1m以上)、鋼渠工、圓筒、鋼管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、シールド、舗装、その他これらに付随する工種及び特許技術等で指定された工種)	○	塩化物總量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	○	コンクリートの打設が工前と工後に並たがる場合は、工前に1回コンクリート打設前に、その後の試験結果が塩化物總量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(試験結果が午後測定値と午前測定値の差が±10%未満である場合に限る。)※試験材料は、骨材(石、床板、高爾等)、練土工(高さ1m以上)、鋼渠工、圓筒、鋼管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、シールド、舗装、その他これらに付随する工種及び特許技術等で指定された工種)	○	改正(共通仕様書に準拠)			

※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。
橋梁、高架、堤防、河川、海岸、港湾施設等の構造物、構築物、施設等(石、床板、高爾等)、練土工(高さ1m以上)、鋼渠工、圓筒、鋼管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、シールド、舗装、その他これらに付随する工種及び特許技術等で指定された工種)

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

現行(令和5年1月適用版)								改定案(令和5年12月(見込)適用版)								改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による記録	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による記録			
1. セメント・コンクリート・コントロール (軽圧コンクリート・コントロール・コントローラー・コンクリート・覆工・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水重量測定	レディーミックス・トロリードリート単位水重量測定要領(案)(平成16年3月8日参考仕様書)	①既定した単位水重量が、配合設計で±15kg/m ³ 以内である場合は、測定した単位水重量が、配合設計で±15kg/m ³ を想定±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、その対応の仕方を評価する。 ②セメント比の測定をする。その後、配合設計で±15kg/m ³ 以内で安定するまで、測定回数を3回以上に亘り、単位水重量測定を行なう。 ③配合設計で±20kg/m ³ 以内で安定するまで、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を確認することをいう。 ④配合設計で±20kg/m ³ 以内で安定する場合、生産者と打合せする。打ち合せの結果、生産者は配合設計で±15kg/m ³ 以内になると全測定値の測定を行なう。 ⑤測定値が容差範囲または表示範囲を超えた場合は④に亘り再度測定を行なう。再度測定を実施した場合に2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100kg/m ³ 以下の場合、2回(4回)、100kg/m ³ 以上の場合、4回(8回)、半分の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び評定回数時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方が採用する。	小方配合の単位水重量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は、175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	1. セメント・コンクリート・コントロール (軽圧コンクリート・コントロール・コントローラー・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水重量測定	レディーミックス・トロリードリート単位水重量測定要領(案)(平成16年3月8日参考仕様書)	①既定した単位水重量が、配合設計で±15kg/m ³ 以内で安定するまで、測定回数を3回以上に亘り、単位水重量測定を行なう。 ②セメント比の測定をする。その後、配合設計で±15kg/m ³ 以内で安定するまで、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を確認することをいう。 ③配合設計で±20kg/m ³ 以内で安定するまで、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を確認することをいう。 ④配合設計で±20kg/m ³ 以内で安定する場合、生産者と打合せする。打ち合せの結果、生産者は配合設計で±15kg/m ³ 以内になると全測定値の測定を行なう。 ⑤測定値が容差範囲または表示範囲を超えた場合は④に亘り再度測定を行なう。再度測定を実施した場合に2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100kg/m ³ 以上の場合は、2回(4回)、半分の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び評定回数時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方が採用する。	示方配合の単位水重量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は、175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	セミコロン-コロン(共通仕様書に準拠)				
1. セメント・コンクリート・コントロール (軽圧コンクリート・コントロール・コントローラー・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後	必須	テストハンマーによる強度検定	JSCE-G-504-2013	設計基準強度	強筋コンクリート塊体及びカルバート類(以下「強筋」)の構造物については強筋が同じプロックを1構造物の単位とし、各部位につき3ヶ所の調査を実施。また、既設の強筋を下部の場合は、JEの試験結果が既設基準強度の85%以上となつた場合は、その箇所の周辺において、再調査を2ヶ所実施。 耐候性H1～H4の間に試験を行なう。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート塊体、内空部面積が25cm ² 以上の鉄筋コンクリート・カルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の垂木・横梁等を対象。 (ただし、いずれの工種についても、強筋を構成するコンクリート・カルバート類は対象しない)。 また、既設の平均強度が、所定の強度で得られない場合、もしくは1工場の強度の平均強度が85%以下となつた場合は、その箇所の周辺において、再調査を2ヶ所実施。耐候性H1～H4の間に試験を行なう場合は監督員と協議するものとする。	1. セメント・コンクリート・コントロール (軽圧コンクリート・コントロール・コントローラー・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後	必須	テストハンマーによる強度検定調査	JSCE-G-504-2013	設計基準強度	強筋コンクリート塊体及びカルバート類についての強度調査または指揮額を越えた場合は①に亘り再試験を実施し、再試験を実施した場合に2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート塊体、内空部面積が25cm ² 以上の鉄筋コンクリート・カルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の垂木・横梁等を対象。 (ただし、いずれの工種についても、強筋を構成するコンクリート・カルバート類は対象しない)。 また、既設の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度の平均強度が85%以下となつた場合は、その箇所の周辺において、再調査を2ヶ所実施。耐候性H1～H4の間に試験を行なう場合は監督員と協議するものとする。	鉄筋コンクリート塊体及びカルバート類の強度の追加(共通仕様書に準拠)				
7. 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	新規調査・試験方法	既往調査・試験方法	修正CBR20以上。(アラブシャンク・新鋼スグは鉄C B30%以上)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事：管理団が指いた下での管理が可能な工事を行い、細粒土施工面積が10,000m ² あるいは使用する基質及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合に該当する。 ・小規模工事は既往調査結果を施工管理に反映でき、規模の工事をいい、同一工種の施工段日数超過する場合で、以下のいずれかに該当するもの。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基質及び表面用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	7. 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	既往調査・試験方法	既往調査：修正CBR20以上。(再生クラッシャーフラッシュラン鉄筋スグは修正CBR30%以上)、アラブシャンク・新鋼スグは修正CBR40%)	・中規模以下の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理段階で可能な工事を行い、細粒土施工面積が10,000m ² あるいは使用する基質及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合に該当する。 ・小規模工事は既往調査結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工段日数超過する場合で、以下のいずれかに該当するもの。①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基質及び表面用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	追加(特記仕様書からの編入)【技術管理課技術管理班】
7. 下層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・鉄筋スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理団を指す。上級工事と並んで、あるいは併用する基質及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は既往調査結果を施工管理に反映でき、規模の工事をいい、同一工種の施工段日数超過する場合で、以下のいずれかに該当するもの。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基質及び表面用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	7. 下層路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・鉄筋スラグには適用しない。 ・再生クラッシャーフラッシュラン鉄筋スグ及びマトリルスグは、既往クラッシャーフラッシュ等の材料として移設再生材もしくは整頓再生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理段階で可能な工事を行い、細粒土施工面積が10,000m ² あるいは使用する基質及び表面用混合物の総使用量が3,000t以上の場合に該当する。 ・小規模工事は既往調査結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工段日数超過する場合で、以下のいずれかに該当するもの。①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基質及び表面用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200m ³ 以上、1,000m ³ 未満)	○	追加(特記仕様書からの編入)【技術管理課技術管理班】				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

現行(令和5年1月適用版)									改定案(令和5年12月(見込)適用版)									改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による記録	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による記録	
7 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャン用いるセメントシート再古骨材は、ナトリウム量が5%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャン用いるセメントシート再古骨材は、ナトリウム量が5%以下とする。 ・中規模以上の工事は、管理団を指した上で管理が可能な工事をいい、細粒造工事積が10,000tあるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模の工事は、管理全般工管理に反映できず規模の小さな工事で、同一種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、9,000t未満（コンクリートでは200t以上、1,000t未満）	○	7 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャン用いるセメントシート再古骨材は、ナトリウム量が5%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャン用いるセメントシート再古骨材は、ナトリウム量が5%以下とする。 ・中規模以上の工事とは、管理団を指した上で管理が可能な工事をいい、細粒造工事積が10,000tあるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模の工事は、管理全般工管理に反映できず規模の小さな工事で、同一種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000t以上、10,000t未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、9,000t未満（コンクリートでは200t以上、1,000t未満）	○	追加（特記仕様書からの転入）【技術管理技術管理規則】
11 アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理団を指した上で管理が可能な工事をいい、細粒造工事積が10,000tあるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模の工事は、管理全般工管理に反映できず規模の小さな工事で、同一種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000t以上、10,000t未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200t以上、1,000t未満）	○	11 アスファルト舗装	材料	必須	フィラー（補装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理団を指した上で管理が可能な工事をいい、細粒造工事積が10,000tあるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模の工事は、管理全般工管理に反映できず規模の小さな工事で、同一種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000t以上、10,000t未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200t以上、1,000t未満）	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆（共通仕様書に準拠）
11 アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理団を指した上で管理が可能な工事をいい、細粒造工事積が10,000tあるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模の工事は、管理全般工管理に反映できず規模の小さな工事で、同一種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000t以上、10,000t未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200t以上、1,000t未満）	○	11 アスファルト舗装	材料	必須	フィラー（補装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理団を指した上で管理が可能な工事をいい、細粒造工事積が10,000tあるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模の工事は、管理全般工管理に反映できず規模の小さな工事で、同一種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000t以上、10,000t未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200t以上、1,000t未満）	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆（共通仕様書に準拠）
			便覧	JIS A 5008	1%以下													
11 アスファルト舗装	舗設場	必須	温度計定（初点計前）	便覧	110°C以上	瞬時	測定期の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	○	11 アスファルト舗装	舗設場	必須	温度計定（初点計前）	便覧	110°C以上	瞬時	測定期の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	○	（共通仕様書に準拠）
12 砼工コングリート	製造	その他	ミキサの練混せ性試験	JIS A 1119	コンクリートの練混せ性定め要項（公称量）の場合： JIS A 1119 JIS A 8901-1 JIS A 8902-2	工事開始前及び工事中1回/年以上	・練用骨量が500t未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質證明書等のみとなることができる。	○	12 砼工コングリート	製造（アラント）	その他	ミキサの練混せ性試験	パフミキサの場	コンクリートの練混せ性定め要項（公称量）の場合： JIS A 1119 JIS A 8902-1 JIS A 8902-2	110°C以上	※たゞ、混合物の種類によっては、骨材の粒度によっては、骨材の粒度により施工工事を改善する場合、確固め効果の高さ、ローラを使用する場合などは、所定の組合せ度を示される範囲で、適切な湿度を設定。	○	（共通仕様書に準拠）
13 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理団を指した上で管理が可能な工事をいい、細粒造工事積が10,000tあるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	○	13 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラー（補装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理団を指した上で管理が可能な工事をいい、細粒造工事積が10,000tあるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆（共通仕様書に準拠）
			便覧	JIS A 5008	1%以下													
19 次付工	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図面による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び施工地が変わった場合。	○	19 次付工	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図面による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び施工地が変わった場合。	○	2020制定規格の追加（共通仕様書に準拠）		
19 次付工	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1100	密度差度：2.5以上 骨材の吸水率：3.5%以下	JIS A 5005（コンクリート用砂及石英砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材第一節：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材第二節：ヨリヨニカルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材第三節：耐火スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材第四節：電気炉鉱石スラグ骨材） JIS A 5021（骨材用再生骨材）	○	19 次付工	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	密度差度：2.5以上 骨材の吸水率：3.5%以下 組合骨材の吸水率：3.0%以下 (砂礫、碎石、高炉スラグ骨材、ヨリヨニカルスラグ骨材、鋼管骨材)の強度については検査を参照)	JIS A 1109 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 1109 JIS A 5005 JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材第一節：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材第二節：ヨリヨニカルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材第三節：耐火スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材第四節：電気炉鉱石スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用再生骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○	2020制定規格の追加（共通仕様書に準拠）	
			便覧	JIS A 1100	密度差度：2.5以上 骨材の吸水率：3.5%以下 組合骨材の吸水率：3.0%以下 (砂礫、碎石、高炉スラグ骨材、ヨリヨニカルスラグ骨材、鋼管骨材)の強度については検査を参照)													

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（索引）

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

現行(令和5年1月適用版)								改定案(令和5年12月(見込)適用版)								改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
26 コンクリートダム	施工	必須	塩化物純量規制	「コンクリートの耐久性向上」	ヨシクリートの打設が午前と午後にはまつたる場合は、午後1回ヨシクリートの打設前に以下の試験結果が塩化物純量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することとする。 （T種以上の施工用塩化物純量が50kg/m ³ 以上の場合には、50kg/m ³ ごとに1回の試験を実施する。）試験の判定は3回の測定値の平均値。	ヨシクリートの打設が午前と午後にはまつたる場合は、午後1回ヨシクリートの打設前に以下の試験結果が塩化物純量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することとする。 （T種以上の施工用塩化物純量が50kg/m ³ 以上の場合には、50kg/m ³ ごとに1回の試験を実施する。）試験の判定は3回の測定値の平均値。	26 コンクリートダム	施工	必須	塩化物純量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	ヨシクリートの打設が午前と午後にはまつたる場合には、午後1回ヨシクリートの打設前に以下の試験結果が塩化物純量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。 （T種以上の施工用塩化物純量が50kg/m ³ 以上の場合には、50kg/m ³ ごとに1回の試験を実施する。）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種含めて下種当りの被使用量が未記載の場合は、T種以上の工種の試験。またはヨシクリートの打設前に以下の試験結果が塩化物純量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。 （T種以上の施工用塩化物純量が50kg/m ³ 以上の場合には、50kg/m ³ ごとに1回の試験を実施する。）	訂正（共通仕様書に準拠）		
26 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミックスコンクリート取扱い規制」（規制範囲と規制値）（第3回）（平成16年3月8日実務連絡）	1) 準定した単位水量が、配合設計で15kg/m ³ の範囲にある場合は、単位水量を100kg/m ³ ～150kg/m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 2) 単位水量が15kg/m ³ 未満である場合は、2回測定して15kg/m ³ 以内の値を測定することをいふ。 3) 配合設計20kg/m ³ の値が値を超過する場合は、1回をもって測定して構造計算用の荷重や、大型機動車の荷物を運搬する際、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計は15kg/m ³ 以内にするまで、測定回数を多くする。 4) 調定結果が規制範囲または規制値を超えた場合はは1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小ささで評価してよい。	100m ³ /日以上の場合は、2回/日（午前1回、午後1回）。重要性の高い場合は、100m ³ ～150kg/m ³ の範囲にあらかじめ1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	26 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミックスコンクリート取扱い規制」（規制範囲と規制値）（第3回）（平成16年3月8日実務連絡）	1) 準定した単位水量が、配合設計で15kg/m ³ の範囲にある場合は、単位水量を100kg/m ³ ～150kg/m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 2) 単位水量が15kg/m ³ 未満である場合は、2回測定して15kg/m ³ 以内の値を測定することをいふ。 3) 配合設計20kg/m ³ の値を超過する場合は、1回をもって測定して構造計算用の荷重や、大型機動車の荷物を運搬する際、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計は15kg/m ³ 以内にならなければならぬ。その後の配合設計は15kg/m ³ 以内にならなければならぬ。 4) 調定結果が規制範囲または規制値を超えた場合はは1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小ささで評価してよい。	100m ³ /日以上の場合は、2回/日（午前1回、午後1回）。重要性の高い場合は、100kg/m ³ ～150kg/m ³ の範囲にあらかじめ1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示万能合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は166kg/m ³ を基本とする。	セミコロンコロン（共通仕様書に準拠）		
26 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123	設計図面による	1回1ヶ。当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	26 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123	設計図面による	1回1ヶ。当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		規格名称と整合（共通仕様書に準拠）		
27 築工コンクリート(NATM)	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図面による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	○	27 築工コンクリート(NATM)	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図面による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	○	2020年定期格の追加（共通仕様書に準拠）			
骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	密度測定：2.5以上 吸水率測定：0.5%以下 骨材の吸水率：3.0%以下 （砂利、碎石、高炉スラグ骨材、フェニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用碎砂及び粗骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材第一部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（骨材コンクリート用スラグ骨材第一部：フェニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材第一部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（骨材コンクリート用スラグ骨材第一部：電気炉鉻化スラグ骨材） JIS A 5021（シリカ川再生骨材用）	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	骨材の密度：2.5以上 粗骨材の吸水率：3.5%以下 細骨材の吸水率：3.0%以下 （砂利、碎石、高炉スラグ骨材、フェニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用碎石及び粗骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材第一部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材第一部：フェニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材第一部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材第一部：電気炉鉻化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材用）	2020年定期格の追加（共通仕様書に準拠）						

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値） 新旧対照表（案）

現行(令和5年1月適用版)								改定案(令和5年12月(見込)適用版)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績 表等による 記録	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績 表等による 記録	
39 植栽工	材料	必須	外観検査 (樹木(樹姿))	目視	別表1のとおり (p.187)				39 植栽工	材料	必須	外観検査 (樹木(樹姿))	目視	別表1「樹木の品質規格表(樹姿)」のとおり				該当
			外観検査 (樹木(樹勢))	目視	別表2のとおり (p.187)							外観検査 (樹木(樹勢))	目視	別表2「樹木の品質規格表(樹勢)」のとおり				
			外観検査 (シバ類)	目視	別表2のとおり (p.187)							外観検査 (シバ類)	目視	別表3「シバ類の品質規格表」のとおり				
			外観検査 (草花類)	目視	別表2のとおり (p.187)							外観検査 (草花類)	目視	別表4「草花類の品質規格表」のとおり				
			外観検査 (その他の被類)	目視	別表2のとおり (p.187)							外観検査 (その他の被類)	目視	別表5「その他の被類の品質規格表」のとおり				

新潟県土木工事標準仕様書（その2）写真管理基準 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月以降適用版)	改定案(令和6年1月以降適用版)	改定理由																																						
225	1-2 工事写真の分類	<p>1-2 工事写真の分類</p> <p>工事写真是以下のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む） 施工状況写真 安全管理写真 使用材料写真 品質管理写真 災害写真 事故写真 その他（公害、環境、補償等） 	<p>1-2 工事写真の分類</p> <p>工事写真是以下のように分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む） 施工状況写真 安全管理写真 使用材料写真 品質管理写真 出来形管理写真 災害写真 事故写真 その他（公害、環境、補償等） 	誤植（共通仕様書に準拠）																																						
226	2-4 写真の省略	<p>2-4 写真の省略</p> <p>工事写真是以下の場合に省略するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真的撮影を省略するものとし、臨場時の状況写真は不要とする。 	<p>2-4 写真の省略</p> <p>工事写真是以下の場合に省略するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所、検査職員が臨場して臨時検査した箇所は、出来形管理写真的撮影を省略するものとし、臨場時の状況写真は不要とする。 	誤植（共通仕様書に準拠）、追加（検査職員による臨時検査を対象に追加）【工事検査室】																																						
227	撮影箇所一覧表（全体）	<p>撮影箇所一覧表（全体）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度〔時期〕</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度〔時期〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前・完成</td> <td>着手前</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>着手前1回 〔着手前〕</td> <td>工事履行届けに添付する。 (工事写真帳への電子納品とは別に紙納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>完成</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>施工完了後1回 〔完成後〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		写真管理項目		摘要	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	工事履行届けに添付する。 (工事写真帳への電子納品とは別に紙納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)		完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕		<p>撮影箇所一覧表（全体）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度〔時期〕</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度〔時期〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前・完成</td> <td>着手前</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>着手前1回 〔着手前〕</td> <td>工事履行届けに添付する。(工事写真帳への電子納品とは別に、工事履行届と同じ媒体(紙又は電子)で納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>完成</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>施工完了後1回 〔完成後〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		写真管理項目		摘要	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	工事履行届けに添付する。(工事写真帳への電子納品とは別に、工事履行届と同じ媒体(紙又は電子)で納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)		完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕		修正（工事書類電子提出に伴うもの）
区分		写真管理項目		摘要																																						
撮影項目	撮影頻度〔時期〕	撮影項目	撮影頻度〔時期〕																																							
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	工事履行届けに添付する。 (工事写真帳への電子納品とは別に紙納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)																																						
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕																																							
区分		写真管理項目		摘要																																						
撮影項目	撮影頻度〔時期〕	撮影項目	撮影頻度〔時期〕																																							
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	工事履行届けに添付する。(工事写真帳への電子納品とは別に、工事履行届と同じ媒体(紙又は電子)で納品〔朱書き・引き出し線あり〕する)																																						
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕																																							

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月適用版)	改定案(令和6年1月(見込)適用版)	改定理由																																																																																																																																																																																																																																															
19	別表2 (1)	段階確認・臨時検査一覧																																																																																																																																																																																																																																																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> <th rowspan="2">臨時検査</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">オブンケーション基礎工 ニューマチックケーション基礎工</td> <td>鉄沓据え付け完了時</td> <td>使用材料、施工位置</td> <td>1回／1構造物</td> <td>オブンケーション基礎工 ・本体設置前、基礎工完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体設置前(オブンケーション)※1</td> <td>支持層</td> <td></td> <td>ニューマチックケーション基礎工 ・掘削完了時、基礎工完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掘削完了時※1 (ニューマチックケーション)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> <td>1回／土(岩)質の変化毎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>1回／1ロット</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鋼管矢板基礎工</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力</td> <td>試験杭+ 一般：1回／10本 重点：1回／5本</td> <td>・矢板工完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>打込完了時※1</td> <td>基準高、偏心量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時※1</td> <td>杭頭処理状況</td> <td>一般：1回／10本 重点：1回／5本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管井筒基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・基礎工完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>控工(タイロッド等)</td> <td>港湾工事監督技術基準控工による</td> <td></td> <td></td> <td>・控工完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>置換工(重要構造物)</td> <td>掘削完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤</td> <td>1回／1構造物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>築堤・護岸工</td> <td>法線設置完了時</td> <td>法線設置状況</td> <td>1回／1法線</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防堰堤</td> <td>法線設置完了時</td> <td>法線設置状況</td> <td>1回／1法線</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">護岸工</td> <td>法覆工(覆土施工がある場合)</td> <td>覆土前※1</td> <td>設計図書との対比(不可視部分の出来形)</td> <td>1回／1工区</td> <td>・覆土前1回／1工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>護岸工</td> <td>埋戻し前※1</td> <td>設計図書との対比(不可視部分の出来形)</td> <td>1回／1工区</td> <td>・埋戻し前(直高5.0mを超える積工、岩着等、地盤の確認が必要な護岸を対象)1回／1工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎工、根固工、落差工</td> <td>設置完了時※1</td> <td>設計図書との対比(不可視部分の出来形)</td> <td>1回／1工区</td> <td>根固工、落差工 ・設置完了時(水没等、完成時に確認出来ない場合に限る)1回／1工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視となる場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・足場撤去前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗装工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・足場撤去前</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			臨時検査	確認時期	確認項目	確認の程度	オブンケーション基礎工 ニューマチックケーション基礎工	鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物	オブンケーション基礎工 ・本体設置前、基礎工完了時		本体設置前(オブンケーション)※1	支持層		ニューマチックケーション基礎工 ・掘削完了時、基礎工完了時		掘削完了時※1 (ニューマチックケーション)					土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎			鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回／1ロット			鋼管矢板基礎工	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭+ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	・矢板工完了時		打込完了時※1	基準高、偏心量				杭頭処理完了時※1	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本			鋼管井筒基礎工				・基礎工完了時		控工(タイロッド等)	港湾工事監督技術基準控工による			・控工完了時		置換工(重要構造物)	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物			築堤・護岸工	法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線			砂防堰堤	法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線			護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工区	・覆土前1回／1工事		護岸工	埋戻し前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工区	・埋戻し前(直高5.0mを超える積工、岩着等、地盤の確認が必要な護岸を対象)1回／1工事		基礎工、根固工、落差工	設置完了時※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工区	根固工、落差工 ・設置完了時(水没等、完成時に確認出来ない場合に限る)1回／1工事		ブロック工				・ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視となる場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)		法面工				・足場撤去前		塗装工				・足場撤去前		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> <th rowspan="2">臨時検査</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">オブンケーション基礎工 ニューマチックケーション基礎工</td> <td>鉄沓据え付け完了時</td> <td>使用材料、施工位置</td> <td>1回／1構造物</td> <td>オブンケーション基礎工 ・本体設置前、基礎工完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体設置前(オブンケーション)※1</td> <td>支持層</td> <td></td> <td>ニューマチックケーション基礎工 ・掘削完了時、基礎工完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掘削完了時※1 (ニューマチックケーション)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> <td>1回／土(岩)質の変化毎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>1回／1ロット</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鋼管矢板基礎工</td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力</td> <td>試験杭+ 一般：1回／10本 重点：1回／5本</td> <td>・矢板工完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>打込完了時※1</td> <td>基準高、偏心量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時※1</td> <td>杭頭処理状況</td> <td>一般：1回／10本 重点：1回／5本</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管井筒基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・基礎工完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>控工(タイロッド等)</td> <td>港湾工事監督技術基準控工による</td> <td></td> <td></td> <td>・控工完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>置換工(重要構造物)</td> <td>掘削完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤</td> <td>1回／1構造物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>築堤・護岸工</td> <td>法線設置完了時</td> <td>法線設置状況</td> <td>1回／1法線</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防堰堤</td> <td>法線設置完了時</td> <td>法線設置状況</td> <td>1回／1法線</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">護岸工</td> <td>法覆工(覆土施工がある場合)</td> <td>覆土前※1</td> <td>設計図書との対比(不可視部分の出来形)</td> <td>1回／1工区</td> <td>・覆土前1回／1工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>護岸工</td> <td>埋戻し前※1</td> <td>設計図書との対比(不可視部分の出来形)</td> <td>1回／1工区</td> <td>・埋戻し前(直高5.0mを超える積工、岩着等、地盤の確認が必要な護岸を対象)1回／1工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎工、根固工、落差工</td> <td>設置完了時※1</td> <td>設計図書との対比(不可視部分の出来形)</td> <td>1回／1工区</td> <td>根固工、落差工 ・設置完了時(水没等、完成時に確認出来ない場合に限る)1回／1工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック工</td> <td></td> <td>ブロック製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロック据付前</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>1回／1工事</td> <td>・ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視となる場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・足場撤去前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗装工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・足場撤去前</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			臨時検査	確認時期	確認項目	確認の程度	オブンケーション基礎工 ニューマチックケーション基礎工	鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物	オブンケーション基礎工 ・本体設置前、基礎工完了時		本体設置前(オブンケーション)※1	支持層		ニューマチックケーション基礎工 ・掘削完了時、基礎工完了時		掘削完了時※1 (ニューマチックケーション)					土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎			鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回／1ロット			鋼管矢板基礎工	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭+ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	・矢板工完了時		打込完了時※1	基準高、偏心量				杭頭処理完了時※1	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本			鋼管井筒基礎工				・基礎工完了時		控工(タイロッド等)	港湾工事監督技術基準控工による			・控工完了時		置換工(重要構造物)	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物			築堤・護岸工	法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線			砂防堰堤	法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線			護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工区	・覆土前1回／1工事		護岸工	埋戻し前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工区	・埋戻し前(直高5.0mを超える積工、岩着等、地盤の確認が必要な護岸を対象)1回／1工事		基礎工、根固工、落差工	設置完了時※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工区	根固工、落差工 ・設置完了時(水没等、完成時に確認出来ない場合に限る)1回／1工事		ブロック工		ブロック製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロック据付前	使用材料、設計図書との対比	1回／1工事	・ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視となる場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)		法面工					・足場撤去前		塗装工					・足場撤去前		追加(施工管理基準の改定に合わせ、段階確認を追加。(港湾工事段階確認に準じる。))【河川整備課】
種別	細別	段階確認			臨時検査																																																																																																																																																																																																																																														
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																																																																																																																															
オブンケーション基礎工 ニューマチックケーション基礎工	鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物	オブンケーション基礎工 ・本体設置前、基礎工完了時																																																																																																																																																																																																																																															
	本体設置前(オブンケーション)※1	支持層		ニューマチックケーション基礎工 ・掘削完了時、基礎工完了時																																																																																																																																																																																																																																															
	掘削完了時※1 (ニューマチックケーション)																																																																																																																																																																																																																																																		
	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎																																																																																																																																																																																																																																																
	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回／1ロット																																																																																																																																																																																																																																																
鋼管矢板基礎工	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭+ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	・矢板工完了時																																																																																																																																																																																																																																															
	打込完了時※1	基準高、偏心量																																																																																																																																																																																																																																																	
	杭頭処理完了時※1	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本																																																																																																																																																																																																																																																
鋼管井筒基礎工				・基礎工完了時																																																																																																																																																																																																																																															
控工(タイロッド等)	港湾工事監督技術基準控工による			・控工完了時																																																																																																																																																																																																																																															
置換工(重要構造物)	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物																																																																																																																																																																																																																																																
築堤・護岸工	法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線																																																																																																																																																																																																																																																
砂防堰堤	法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線																																																																																																																																																																																																																																																
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工区	・覆土前1回／1工事																																																																																																																																																																																																																																														
	護岸工	埋戻し前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工区	・埋戻し前(直高5.0mを超える積工、岩着等、地盤の確認が必要な護岸を対象)1回／1工事																																																																																																																																																																																																																																														
	基礎工、根固工、落差工	設置完了時※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工区	根固工、落差工 ・設置完了時(水没等、完成時に確認出来ない場合に限る)1回／1工事																																																																																																																																																																																																																																														
ブロック工				・ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視となる場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)																																																																																																																																																																																																																																															
法面工				・足場撤去前																																																																																																																																																																																																																																															
塗装工				・足場撤去前																																																																																																																																																																																																																																															
種別	細別	段階確認			臨時検査																																																																																																																																																																																																																																														
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																																																																																																																															
オブンケーション基礎工 ニューマチックケーション基礎工	鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物	オブンケーション基礎工 ・本体設置前、基礎工完了時																																																																																																																																																																																																																																															
	本体設置前(オブンケーション)※1	支持層		ニューマチックケーション基礎工 ・掘削完了時、基礎工完了時																																																																																																																																																																																																																																															
	掘削完了時※1 (ニューマチックケーション)																																																																																																																																																																																																																																																		
	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎																																																																																																																																																																																																																																																
	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回／1ロット																																																																																																																																																																																																																																																
鋼管矢板基礎工	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭+ 一般：1回／10本 重点：1回／5本	・矢板工完了時																																																																																																																																																																																																																																															
	打込完了時※1	基準高、偏心量																																																																																																																																																																																																																																																	
	杭頭処理完了時※1	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本																																																																																																																																																																																																																																																
鋼管井筒基礎工				・基礎工完了時																																																																																																																																																																																																																																															
控工(タイロッド等)	港湾工事監督技術基準控工による			・控工完了時																																																																																																																																																																																																																																															
置換工(重要構造物)	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物																																																																																																																																																																																																																																																
築堤・護岸工	法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線																																																																																																																																																																																																																																																
砂防堰堤	法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線																																																																																																																																																																																																																																																
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工区	・覆土前1回／1工事																																																																																																																																																																																																																																														
	護岸工	埋戻し前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工区	・埋戻し前(直高5.0mを超える積工、岩着等、地盤の確認が必要な護岸を対象)1回／1工事																																																																																																																																																																																																																																														
	基礎工、根固工、落差工	設置完了時※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回／1工区	根固工、落差工 ・設置完了時(水没等、完成時に確認出来ない場合に限る)1回／1工事																																																																																																																																																																																																																																														
ブロック工		ブロック製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロック据付前	使用材料、設計図書との対比	1回／1工事	・ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視となる場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)																																																																																																																																																																																																																																														
法面工					・足場撤去前																																																																																																																																																																																																																																														
塗装工					・足場撤去前																																																																																																																																																																																																																																														

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月以降適用版)	改定案(令和6年1月以降適用版)	改定理由
	15		<p>「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」</p> <p>(「1-1-1-1-52 台帳施設台帳の作成」関係)</p> <p>新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】</p> <p>(目的) 第1条 本要領は、新潟県が管理する道路施設（以下「施設」という。）の諸元及び補修情報を総括する道路施設台帳（以下「台帳」という。）を確実に更新し、施設の計画的な管理を実現することを目的とする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 本要領でいう施設とは、道路法による道路施設のうち、以下の施設を言う。 * 橋梁（橋長2m以上、土被り1m未満の構橋（カルバート）含む）</p> <p>(台帳の構成) 第3条 台帳は、当該施設の諸元情報、マイクロフィルム及び図面で構成される。 2 諸元情報は、新潟県橋梁・道路施設維持管理支援システムのデータベースから取得する様式に従うものとする。 3 マイクロフィルムは、35mm幅のものとし、別記内容を記載する。 4 図面は、マイクロフィルムの一般図を複写したマイラー用紙とし、B4版とする。</p> <p>(台帳の管理) 第4条 台帳の管理を行うため、台帳管理責任者（以下「台帳管理者」という。）を置くこととし、道路管理課は計画・安全対策係の橋梁担当者、地域機関は維持管理課の橋梁主担当者とする。</p> <p>(台帳の作成) 第5条 台帳の作成は、施設工事原因者（以下「原因者」という。）が行うものとする。 2 施設の新設及び更新等の場合、第3条に規定する諸元情報、マイクロフィルム及び図面を作成する。 3 施設の補修及び補強等の場合は、従前の諸元情報を修正、更新することとし、マイクロフィルム及び図面の作成は不要とする。 4 原因者は、台帳の作成にあたり、当該施設を管理する地域機関の台帳管理者から諸元情報様式の提供を受けることとする。 5 マイクロフィルムは、必ずコマ番号を同時に撮影することとし、原因者は撮影前に、道路管理課の台帳管理係に施設名、路線名、構造形式、施設延長を連絡し、コマ番号の付与を受けることとする。 6 諸元情報は1部、マイクロフィルムは2部、図面は1部を作成する。 7 諸元情報にある位置情報の緯度及び経度は、起点側のパラベット前面の左側において座標を取得する。</p> <p>(台帳の提出) 第6条 原因者は、新設及び更新の場合は供用開始の手続きまでに、補修及び補強の場合は工事を完了までに、当該施設を管理する地域機関の台帳管理者に台帳（電子データ及び紙台帳）を提出する。</p>	新規追加（特記仕様書からの編入） 【道路管理課】

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月以降適用版)	改定案(令和6年1月以降適用版)	改定理由
	15		<p>「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」</p> <p>2 地域機関の台帳管理者は、提出された諸元情報の内容を確認の上、遅滞なく道路管理課の台帳管理者まで、電子データを提出するとともに、新設及び更新の場合は、提出されたマイクロフィルム1部及び図面を、道路管理課の台帳管理者に送付する。なお、提出された電子データは返却しない。</p> <p>(台帳の保管) 第7条 台帳は、次により保管するものとする。 2 道路管理課の台帳管理者は、地域機関の台帳管理者から受領したマイクロフィルムを適切につなぎ合わせ、図面と共に保管する。 3 地域機関の台帳管理者は、原因者から提出された施設の諸元情報を紙台帳で1部及びマイクロフィルムで1部を保管する。</p> <p>(台帳の閲覧及び貸出) 第8条 道路管理課及び地域機関の台帳管理者は、台帳の閲覧及び貸出の請求があった場合は、台帳貸出簿等に記載の上、閲覧に供するものとする。</p>	新規追加（特記仕様書からの編入） 【道路管理課】

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月以降適用版)	改定案(令和6年1月以降適用版)	改定理由																																																											
	15		<p>「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」</p> <p>〔別記〕</p> <p>マイクロフィルム作成内容</p> <p>1 諸元 下表の内容 2 図面 一般図、上部工図、下部工図、詳細図 3 設計及び材料計算図書 設計条件一覧表、安定計算結果一覧表、材料計算一覧表</p> <p style="text-align: center;">表 マイクロフィルムに撮影する諸元表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">適用示方書</td><td></td></tr> <tr><td>設計荷重</td><td></td></tr> <tr><td>橋長及び支間</td><td></td></tr> <tr><td>幅員構成</td><td></td></tr> <tr><td>架設年次(工期)</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="6">上部工</td><td>構造形式</td><td></td></tr> <tr><td>使用材料及び数量</td><td></td></tr> <tr><td>床版材料及び数量</td><td></td></tr> <tr><td>支承の種類</td><td></td></tr> <tr><td>伸縮装置の種類</td><td></td></tr> <tr><td>架設方法</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="6">下部工</td><td>落橋防止システム</td><td></td></tr> <tr><td>構造形式</td><td></td></tr> <tr><td>使用材料及び数量</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">基礎工</td><td>構造形式</td><td></td></tr> <tr><td>使用材料及び数量</td><td></td></tr> <tr><td>地質及び地盤種別</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">塗装</td><td>面積</td><td></td></tr> <tr><td>色彩及び塗装系</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">塩害対策区分</td></tr> <tr><td colspan="2">照明の種類及び数量</td></tr> <tr><td colspan="2">防護柵の種類及び数量</td></tr> <tr><td rowspan="3">添架業者</td><td>種類及び数量</td><td></td></tr> <tr><td>管理者</td><td></td></tr> <tr><td>設計</td><td></td></tr> <tr><td>上部工</td><td></td></tr> <tr><td>下部工</td><td></td></tr> </table>	適用示方書		設計荷重		橋長及び支間		幅員構成		架設年次(工期)		上部工	構造形式		使用材料及び数量		床版材料及び数量		支承の種類		伸縮装置の種類		架設方法		下部工	落橋防止システム		構造形式		使用材料及び数量		基礎工	構造形式		使用材料及び数量		地質及び地盤種別		塗装	面積		色彩及び塗装系		塩害対策区分		照明の種類及び数量		防護柵の種類及び数量		添架業者	種類及び数量		管理者		設計		上部工		下部工		新規追加（特記仕様書からの編入） 【道路管理課】
適用示方書																																																															
設計荷重																																																															
橋長及び支間																																																															
幅員構成																																																															
架設年次(工期)																																																															
上部工	構造形式																																																														
	使用材料及び数量																																																														
	床版材料及び数量																																																														
	支承の種類																																																														
	伸縮装置の種類																																																														
	架設方法																																																														
下部工	落橋防止システム																																																														
	構造形式																																																														
	使用材料及び数量																																																														
	基礎工	構造形式																																																													
		使用材料及び数量																																																													
		地質及び地盤種別																																																													
塗装	面積																																																														
	色彩及び塗装系																																																														
塩害対策区分																																																															
照明の種類及び数量																																																															
防護柵の種類及び数量																																																															
添架業者	種類及び数量																																																														
	管理者																																																														
	設計																																																														
上部工																																																															
下部工																																																															

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月以降適用版)	改定案(令和6年1月以降適用版)	改定理由
	15		<p>「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」</p> <p style="text-align: center;">新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】</p> <p>(目的) 第1条 本要領は、新潟県が管理する道路施設（以下「施設」という。）の諸元及び補修情報を総括する道路施設台帳（以下「台帳」という。）を確実に更新し、施設の計画的な管理を実現することを目的とする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 本要領でいう施設とは、道路法による道路のうち、以下の施設を言う。 ・トンネル ・洞門（シェッド、シェルター） ・舗装 ・消融雪施設（消雪パイプ） ・道路横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道、アンダーパス、道路横断ボックス） ・道路附属施設（大型案内標識、道路照明、道路情報板） ・防災防雪施設（雪崩予防柵、落石・雪崩防護擁壁、落石防護網工、接着工、ワイヤーロープ工、モルタル吹付工、法枠工、ロックボルト工、アンカー工、落石防護柵、雪崩予防杭、吊柵、スノーネット、せり出し防止柵、減勢杭、枠組工、雪崩防護柵、スノーキーパー、防雪柵（固定式））</p> <p>(台帳の構成) 第3条 台帳は、当該施設の諸元情報で構成される。 2 諸元情報は、新潟県橋梁・道路施設維持管理支援システムのデータベースから取得する様式に従うものとする。</p> <p>(台帳の管理) 第4条 台帳の管理を行うため、台帳管理責任者（以下「台帳管理者」という。）を置くこととし、道路管理課は計画・安全対策係の道路施設担当者、地域機関は維持管理課の道路施設主担当者とする。</p> <p>(台帳の作成) 第5条 台帳の作成は、施設工事原因者（以下「原因者」という。）が行うものとする。 2 施設の新設及び更新等の場合は、第3条に規定する諸元情報を作成する。 3 施設の補修及び補強等の場合は、従前の諸元情報を修正、更新する。 4 原因者は、台帳の作成にあたり、当該施設を管理する地域機関の台帳管理者から諸元情報様式の提供を受けることとする。 5 諸元情報は1部作成する。 6 諸元情報にある位置情報の緯度及び経度は、表-1により座標を取得する。</p>	新規追加（特記仕様書からの編入） 【道路管理課】

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月以降適用版)	改定案(令和6年1月以降適用版)	改定理由																					
	15		<p>「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【表-1 摘標取得位置】</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>座標取得位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル</td> <td>「起点側坑口」及び「終点側坑口」の2箇所で取得</td> </tr> <tr> <td>洞門</td> <td>「起終点の山側端部」で取得</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>消雪パイプ</td> <td>「井戸設置位置」で取得</td> </tr> <tr> <td>道路横断施設</td> <td>横断歩道橋 上記以外</td> <td>「施設中央部」で取得 「起点側坑口」もしくは「上り車線側坑口」で取得</td> </tr> <tr> <td>道路附属施設</td> <td></td> <td>「支柱基部」で取得 ※門型構造の場合は「上り車線側の支柱基部」で取得</td> </tr> <tr> <td>防災防雪施設</td> <td></td> <td>「施設及び施設群の起点側の道路上」で取得</td> </tr> </tbody> </table> <p>(台帳の提出) 第6条 原因者は、新設及び更新の場合は供用開始の手続きまでに、補修及び補強の場合は工事完了までに、当該施設を管理する地域機関の台帳管理者に台帳（電子データ及び紙台帳）を提出する。 2. 地域機関の台帳管理者は、提出された諸元情報の内容を確認の上、遅滞なく道路管理課の台帳管理者まで、電子データを提出する。なお、提出された電子データは返却しない。 ただし、舗装補修工事の場合は、地域機関の台帳管理者から道路管理課の台帳管理者への電子データの提出は不要とする。</p> <p>(台帳の保管) 第7条 台帳は、次により保管するものとする。 2. 地域機関の台帳管理者は、原因者から提出された施設の諸元情報を紙台帳で1部保管する。</p> <p>(台帳の閲覧及び貸出) 第8条 道路管理課及び地域機関の台帳管理者は、台帳の閲覧及び貸出の請求があった場合は、台帳貸出簿等に記載の上、閲覧に供するものとする。</p>	【表-1 摘標取得位置】		施設名	座標取得位置	トンネル	「起点側坑口」及び「終点側坑口」の2箇所で取得	洞門	「起終点の山側端部」で取得	舗装	不要	消雪パイプ	「井戸設置位置」で取得	道路横断施設	横断歩道橋 上記以外	「施設中央部」で取得 「起点側坑口」もしくは「上り車線側坑口」で取得	道路附属施設		「支柱基部」で取得 ※門型構造の場合は「上り車線側の支柱基部」で取得	防災防雪施設		「施設及び施設群の起点側の道路上」で取得	新規追加（特記仕様書からの編入） 【道路管理課】
【表-1 摘標取得位置】																									
施設名	座標取得位置																								
トンネル	「起点側坑口」及び「終点側坑口」の2箇所で取得																								
洞門	「起終点の山側端部」で取得																								
舗装	不要																								
消雪パイプ	「井戸設置位置」で取得																								
道路横断施設	横断歩道橋 上記以外	「施設中央部」で取得 「起点側坑口」もしくは「上り車線側坑口」で取得																							
道路附属施設		「支柱基部」で取得 ※門型構造の場合は「上り車線側の支柱基部」で取得																							
防災防雪施設		「施設及び施設群の起点側の道路上」で取得																							

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月以降適用版)	改定案(令和6年1月以降適用版)	改定理由
	15		<p>「新潟県道路施設台帳登録実施方法」</p> <p>【道路施設台帳登録までの流れ】</p> <p>①地域機関の道路施設台帳管理責任者（以下「台帳管理者」という。）は、新潟県橋梁・道路施設維持管理支援システムのデータベースから、諸元情報入力様式を取得する。</p> <p>②道路施設工事請負者（以下「原因者」という。）からの依頼を受け、台帳管理者は、原因者に諸元情報入力様式を提供する。</p> <p>③原因者は、「新潟県道路施設台帳登録要領【橋梁】及び新潟県道路施設台帳登録要領【橋梁以外編】」に基づき、受注者に諸元情報入力様式を提供し、諸元情報の入力を依頼する。</p> <p>④受注者は、諸元情報を様式に入力し、橋梁についてはマイクロフィルム及びマイラー図面と併せて、原因者に提出する。</p> <p>⑤原因者は、入りされた情報の上、台帳管理者に提出する。</p> <p>⑥台帳管理者は、提出された情報の内容を確認し、道路施設維持管理施設システムに諸元情報入力様式を登録する。</p> <p>※ 1 原因者から台帳管理者への入力情報提出は、供用開始時までとする。 ※ 2 地域機関の維持管理課が発注する補修等の工事は、台帳管理者と原因者が同一となる。 ※ 3 補修や削強などの工事の場合 マイクロフィルム及びマイラー図面の作成は不要。 ※ 4 諸元情報電子納品対象物とし、新潟県電子納品実施要領に基づき、「(OTHERS)」フォルダ内に「その他オリジナルファイル」フォルダを作成し、そこにシステムから出力されるファイル名及び添付を変えずに保存する。</p> <p>【道路施設台帳登録までの構成図】</p>	<p>「新潟県道路施設台帳登録要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳登録要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」</p> <p>新規追加（特記仕様書からの編入） 【道路管理課】</p>

別紙

土木コンクリート構造物の品質確保における品質確認調査方法

1. テストハンマーによる強度推定調査は、以下に基づき実施すること。

(1) 適用範囲

強度確認調査の対象工種については、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く。）内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（但しPCは除く。）トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。

(2) 調査頻度

- 1) 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打込み部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施すること。
- 2) 調査の結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施すること。

(3) 測定

1) 測定方法

「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（案）（JSCE-G504-2013）」により実施すること。（「コンクリート標準示方書（規準編）」に掲載。）

2) 測定時期

測定は足場が存置されている間に実施することが望ましい。

但し、測定は所定の設計強度以上が発生したと予想される時期に測定する。

なお、構造物の強度の発生は現場養生を行った供試体による圧縮強度試験結果から予想することが考えられる。

3) 測定の立ち会い

監督員等及び受注者が立ち会いのうえ、テストハンマー強度推定調査を実施するものとする。

立ち会いの頻度については、30%程度とすること。

(4) 調査の報告

構造物毎に別添様式一1により調査票を作成し、完成検査時に提出させること。

2—1. 圧縮強度試験の実施

1. において実施したテストハンマーによる強度推定調査の再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、以下によること。

(1) コアの採取

所定の強度を得られない箇所の付近において、原位置のコアを採取するものとし、採取位置については監督員と協議を行い実施するものとする。また、コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行うこと。

(2) 圧縮強度試験

1) 試験方法

「コンクリートからのコア及びはりの切り取り方法並びに強度試験法（JIS A1107-2012）」により実施すること。

2) 圧縮強度試験の立ち会い

監督員等及び受注者が立ち会いのうえ、圧縮強度試験を実施するものとする。

3) 試験の報告

構造物毎に別添様式一1により調査票を作成させること。

2—2. 圧縮強度試験結果が所定の強度を得られなかつた場合等の対応

圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、技術管理課に相談すること。

3. 工事完成後の維持管理等の基礎資料とするためのひび割れの発生状況の調査の実施は以下によること。

(1) 適用範囲

ひび割れ発生状況調査の対象工種については、下記の1)、2)のとおり

1) 高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただしプレキャスト製品は除く。)、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(ただしPCは除く。)及び高さが3m以上の堰・水門・樋門。(ひび割れの有無にかかわらず、ひび割れ調査票の提出が必要。)

2) 全ての1)以外の鉄筋コンクリート構造物のうち、有害なひび割れ(注1)が発生したもの。 (有害なひび割れ(注1)が発生していない場合でも、ひび割れ有無の調査を実施しその結果ひび割れなしの報告(様式自由)を書面にて監督員に報告しなければならない。)

※無筋コンクリートについては、耐久性、防水性・水密性等に問題のある有害なひび割れと推測される場合は、その取扱いについて監督員と協議すること。

(注1) 有害なひび割れとは、ひび割れ最大幅が0.2mm以上、防水性・水密性が求められる構造物で0.05mm以上のものを目安とする。詳細については「コンクリートひび割れ調査、補修・補強指針-2022-」日本コンクリート工学会4.2評価Iの方法、5.2判定の方法を参考とする。

※新潟県コンクリート品質確保ガイドライン(案)に基づく取組を実施した場合は、ガイドライン(案)に規定した調査基準に則り作成した「ひび割れ調査票」の提出にて当該調査に替えることができる。

(2) 調査方法

- 1) 0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出させること。
- 2) ひび割れ等変状の認められた部分のマーキングを実施させること。
- 3) ひび割れ幅は、測定専用のコンクリートクラックスケールを用いて測定する。

(3) 調査時期

調査は、足場が存置されている間に実施することが望ましい。

(4) 調査の報告

構造物毎に別添様式一2により調査票を作成し、完成検査時に提出させること。

※ 「土木コンクリート構造物の品質確保について(平成13年3月29日付け
国官技第61号大臣官房技術調査課長)」を踏まえて作成。(別資料参照)

ひび割れ調査結果の評価については、「ひび割れ調査、補修・補強指針-2022-」
(日本コンクリート工学会)を参考とする。
また『コンクリート診断士』に相談することも考慮する。